

第五十五回国会 大蔵委員会 議 録 第三十二号

昭和四十二年七月十四日(金曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 内田 常雄君

理事 原田 憲君

理事 三池 信君

理事 吉田 重延君

理事 武藤 山治君

理事 足立 篤郎君

菅 太郎君

小富山 重民君

砂田 重信君

村上 信二君

山下 元利君

野口 忠夫君

広瀬 秀吉君

村山 喜一君

永末 英一君

広沢 直樹君

出席政府委員

大蔵政務次官 小沢 辰男君

大蔵省主計局長 武藤謙二君

大蔵省関税局長 谷川 宏君

大蔵省銀行局長 澄田 智君

運輸省港湾局長 佐藤 肇君

委員外の出席者

法務省刑事局 村上 尚文君

大蔵省主計局給 津吉 伊定君

大蔵省関税局企 植松 守雄君

画課長 門 員 拔井 光三君

専 門 員 拔井 光三君

七月十二日

公認会計士特例試験延長等反対に関する請願

第一類第五号

大蔵委員会議録第三十二号

昭和四十二年七月十四日

第一類第五号

(広川シズエ君紹介)(第二九三〇号)

同月十三日

公認会計士特例試験延長等反対に関する請願

(田村元君紹介)(第三二七二号)

同外一件(辻寛一君紹介)(第三三五六号)

は本委員会に付託された。

七月十三日

国有財産の市町村への無償交付に関する陳情書

(全国市長会中国支部長松江市長齊藤強)(第三五〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

昭和四十二年度における旧令による共済組合等

からの年金受給者のための特別措置法等の規定

による年金の額の改定に関する法律案(内閣提

出第七五号)

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済

組合法に規定する共済組合が支給する年金の額

の改定に関する法律案(内閣提出第一〇一号)

国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律

案(内閣提出第三六号)

通関業法案(内閣提出第一二三号)(参議院送付)

資産再評価法の一部を改正する法律案(内閣提

出第一四四号)(参議院送付)

○内田委員長 これより会議を開きます。

昭和四十二年度における旧令による共済組合等

からの年金受給者のための特別措置法等の規定に

よる年金の額の改定に関する法律案及び昭和四十

二年度における公共企業体職員等共済組合法に規

定する共済組合が支給する年金の額の改定に関す

る法律案を議題といたします。

両案については、すでに質疑は終了いたしてお

ります。

○内田委員長 この際、両案に対しまして、自由

民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党を代

表し、藤井勝志君外三十八名より修正案が提出さ

れておりますので、提出者の趣旨説明を求めま

す。藤井勝志君。

昭和四十二年度における旧令による共済組

合等の年金受給者のための特別措置法等の

規定による年金の額の改定に関する法律案

に対する修正案

昭和四十二年度における旧令による共済組合等

からの年金受給者のための特別措置法等の規定に

よる年金の額の改定に関する法律案の一部を次の

ように修正する。

附則第一条ただし書中、「第九条及び第十条」

を「及び附則第九条から附則第十三条まで」に改

める。

附則第五条の前の見出し中「他の法律」を「旧

令による共済組合等からの年金受給者のための特

別措置法」に改める。

附則第六条に見出しとして「(国家公務員共済組

合法の長期給付に関する施行法の一部改正)」を附

する。

附則第七条に見出しとして「(国家公務員共済組

合法等の一部を改正する法律の一部改正)」を附す

る。

附則第九条第一項中「次条第七項」を「次条第

八項」に、「次条第三項において」を「次条第三

項及び第四項において」に改め、同条第二項中「及

び次条第三項」を「並びに次条第三項及び第四項」

に改める。

附則第十条第一項中「この法律の公布の日から」

を「退職の日(この法律の公布の日前に退職した

者にあつては、この法律の公布の日。以下この項

において同じ。から」に、「この法律の公布の日

の前日」を「その退職の日の前日」に改める。

附則第十条第十項を同条第十一項とし、同条第

九項中「又は第四項」を「第四項又は第五項」

に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中

「又は第四項」を「第四項又は第五項」に改め、

同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八

項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改

め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第

六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第

三項の次に次の一項を加える。

4 第一項に規定する者(この法律の公布の日

に退職した者を除く)が組合員である間に死亡

した場合においては、その者の遺族でその死亡

により増加恩給等に係る扶助料を受けることと

なる者は、その死亡の日から六十日を経過する

日以前に、当該扶助料を受けることを希望しな

い旨をその裁定庁に申し出ることができる。こ

の場合においては、当該扶助料を受ける権利は

当該死亡の日において消滅したものとみなし、

当該死亡した者は、改正後の施行法第二十七条

の規定の適用については、増加恩給等を受ける

権利を有していた者で同法第四十条第二項の規

定による申出のあつたものに該当するものとみ

なす。

附則第十条の次に次の三条を加える。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一

部を改正する法律の一部改正)

第十一条 通算年金制度を創設するための関係法

律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第

百八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一条第二号中「五年」を「八年」

に改め、「退職する者」の下に「(その退職の場

合に国家公務員共済組合法第七十九条の二の規

定による通算退職年金を受ける権利を有するこ

ととなる女子以外の女子を除く)を加える。

ととなる女子以外の女子を除く)を加える。

ととなる女子以外の女子を除く)を加える。

ととなる女子以外の女子を除く)を加える。

ととなる女子以外の女子を除く)を加える。

ととなる女子以外の女子を除く)を加える。

ととなる女子以外の女子を除く)を加える。

ととなる女子以外の女子を除く)を加える。

ととなる女子以外の女子を除く)を加える。

ととなる女子以外の女子を除く)を加える。

ととなる女子以外の女子を除く)を加える。

ととなる女子以外の女子を除く)を加える。

ととなる女子以外の女子を除く)を加える。

ととなる女子以外の女子を除く)を加える。

ととなる女子以外の女子を除く)を加える。

附則第四十四條第二号中「五年」を「八年」に改め、「資格を喪失する者」の下に「（その資格の喪失の際農林漁業団体職員共済組合法第三十七條の三の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなる女子以外の女子を除く。）」を加える。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）第十二條 昭和三十六年十一月一日前から引き続き新法に基づく共済組合（以下この条において「組合」という。）の組合員であつて、昭和四十一年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職した者（その退職の場合に新法の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなる女子以外の女子及び明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。）については、前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第二十一條中「退職の日」とあるのは、「昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第 号）の公布の日」と読み替へて、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者が再び組合の組合員となつて退職した場合において、新法の規定による退職年金又は障害年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第二十一條に規定する法律（昭和四十二年法律第 号）の公布の日」と読み替へて、同条の規定を適用する。

3 第一項の規定の適用により同項に規定する者に新法第八十條第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

4 第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日の前日において消滅する。

第十三條 昭和三十六年十一月一日前から引き続き農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）に基づく共済組合の組合員又は任意継続組合員であつて、昭和四十一年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に農林漁業団体職員共済組合法第三十八條第一項に規定する事由に該当してその資格を喪失した者（その資格の喪失の際同法の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなる女子以外の女子及び明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。）については、附則第十一條の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第四十四條中「これらの規定の適用を受けることとなつた日」とあるのは、「昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第 号）の公布の日」と読み替へて、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者が農林漁業団体職員共済組合法の規定による退職年金又は障害年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第四十四條に規定する法律（昭和四十二年法律第 号）の公布の日」と読み替へて、同条の規定を適用する。

3 第一項の規定の適用により同項に規定する者に農林漁業団体職員共済組合法第三十八條第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の資格の喪失に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

4 第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日の前日において消滅する。

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案に対する修正案

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案の一部を修正する法律案の次に次の二条を加える。

附則第一条に次のただし書を加える。
ただし、附則第八條及び附則第九條の規定は、公布の日から施行する。

附則第七條の次に次の二条を加える。
（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正）

第八條 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。
附則第三十九條第一項第二号中「五年」を「八年」に改め、「退職した者」の下に「（その退職の場合に公共企業体職員等共済組合法第六十一條の二の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなる女子以外の女子を除く。）」を加える。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）第九條 昭和三十六年十一月一日前から引き続き共済組合の組合員であつて、昭和四十一年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職したもの（その退職の場合に公共企業体職員等共済組合法の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなる女子以外の女子及び明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。）については、前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第三十九條第一項中「退職後」とあるのは、「昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第 号）の公布の日」と読み替へて、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者が再びもとの共済組合の組合員となつて退職した場合において、公共企業体職員等共済組合法の規定による退職年金又は障害年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第三十九條第一項に規定する法律（昭和四十二年法律第 号）の公布の日」と読み替へて、同条の規定を適用する。

3 第一項の規定の適用により同項に規定する者に公共企業体職員等共済組合法第五十四條第五項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

職後」とあるのは、「昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第 号）の公布の日」と読み替へて、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者が再びもとの共済組合の組合員となつて退職した場合において、公共企業体職員等共済組合法の規定による退職年金又は障害年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第三十九條第一項に規定する法律（昭和四十二年法律第 号）の公布の日」と読み替へて、同条の規定を適用する。

3 第一項の規定の適用により同項に規定する者に公共企業体職員等共済組合法第五十四條第五項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

4 第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日の前日において消滅する。

○藤井委員 ただいま議題となりました両修正案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

修正案の案文は、お手元にお配りしてありますので、朗読は省略させていただきます。

御承知のとおり、公務員関係の年金制度につきましては、昭和三十一年に公共企業体職員等共済組合法が施行されたのを契機といたしまして、三十四年には国家公務員、さらに三十七年には地方公務員についても恩給と共済制度を統合した共済組合方式による新制度へと移行し、自來、今日まで共済組合制度につき幾多の検討、改善が加えられてきているところであります。

本年度におきましても、恩給法等の改正の内容に準じて、既裁定年金額の引き上げ等を行なうため、政府より年金改定法案が提出されているのでありますが、この際、政府原案を修正して所要の措置を講ずることが適当であると考え、両修正案を提出した次第であります。

次に、修正案の内容について申し上げます。

まず、昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案に対する修正案の内容であります。その第一は、退職一時金にかかる男子についての選択期間を延長することであり、昭和三十六年通算年金制度の創設に伴いまして、通算退職年金の原資に充てるため、退職一時金について、その一部が控除凍結されることとなりました。その際、受給者の期待権を尊重いたしまして、その者の選択により全額支給を希望できる道が講ぜられましたが、男子については、すでに昨年十月三十一日をもって当該選択期限が到来しているものであります。しかしながら、通算年金の給付水準の現状等を考慮して、その期限を昭和四十四年十月三十一日まで、さらに三年間延長するよう必要な規定を原案に追加しようとするものであります。また、この際、農林漁業団体職員共済組合法に基づく通算退職年金と退職一時金との選択期間についても、同様に措置することとしております。なお、私立学校教職員共済組合法に基づく通算退職年金と退職一時金との選択期間については、同様に措置されることとなります。

第二は、現に増加恩給受給権を有している者に対する取り扱いであります。

今回新法施行の際、増加恩給等を受ける権利を放棄した組合員に対する給付につきましては、公務上の廃疾年金が支給できるよう規定を改めることとし、これに伴いまして、現に増加恩給支給権を有している者についても、再び当該受給権を放棄して公務上の廃疾年金の支給を受ける機会を設けることとしております。

しかして、その選択の申し出の期限は、原案では、この法律の公布の日から六十日以内となっておりますが、増加恩給受給権の特殊性等にかんがみ、これを退職の日から六十日を経過する日まで改めることとしてしようとするものであります。

次に、昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案に対する修正案の内容であります。退職一時金にかかる男子についての選択期間を、国家公務員における場合と同様、昭和四十四年十月三十一日まで、なお三年間延長しようとするものであります。

以上が、両修正案の概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○内田委員長 これにて両修正案の趣旨の説明は終わりました。

○両修正案については、質疑の申し出もありません。

○内田委員長 これより討論に入るのであります。が、両案並びに両修正案につきましては、討論の申し出がありませんので、順次採決いたします。

最初に、昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案及び同案に対する修正案について、採決いたします。まず、藤井勝志君外三十八名提出の修正案について採決いたします。

本修正案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、本修正案は可決いたしました。

次いで、ただいま可決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これを可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、修正部分を除く原案は可決し、本案は修正議決いたしました。

たしました。

次に、昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案及び同案に対する修正案について、採決いたします。

まず、藤井勝志君外三十八名提出の修正案について採決いたします。

本修正案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、本修正案は可決いたしました。

次いで、ただいま可決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これを可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、修正部分を除く原案は可決し、本案は修正議決いたしました。

○内田委員長 ただいま議決いたしました両案に對し、自由民主党、日本社会党、民主社会党、公明党を代表し、武藤山治君外三十八名より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。この際、提出者より趣旨の説明を求めます。武藤山治君。

○武藤(山)委員 ただいま議題となりました附帯決議につきまして、各党を代表して、提案の趣旨説明をいたしたいと存じます。

今回附帯決議をつけました理由は、すでに関係当局、政府自身も質疑応答を通じてよく認識されておることだと思いますが、共済組合法については、年々抜本的改正あるいは部分的な多くの要求項目を質疑の中で明らかにしてまいりましたが、大蔵省は、財源の都合その他、共済組合制度の体系上から抜本的なすべての改正をすることができない実情にあるとして、今日附帯決議を付して今後の検討にまつという態度を院は決定せざるを得ないという情勢でございまして、各党と話し合

七点についての附帯決議を付することにいたしましたわけでありまして。

その第一は、「公的年金のスライド制についての調整規定の運用については、すみやかに、統一的な責任官庁を定め、関係機関との調整をはかりつつ、実効ある具体的措置を講ずるよう、四十三年度を目途として検討すること」かような決議をいたしたのであります。

その理由は、一企業に二十年間、人生の三分の二に匹敵するほど長い間つとめた方々に対し、老後の生活資金となるべきものは年金でありますから、当然、生活資金になり得る額を支給しなければなりません。しかるに、最近の日本経済は、諸物価の引き上がり、特に昭和三十五年以降の物価騰貴は顕著なるものがあり、十年前に退職した者は、その当時は一時的にせよ、生活資金の一部となっていた年金が、今日では人間らしい生活もできない年金となつていく状態でありまして。このことにかんがみ、第五十一国会では、この点を考慮して、国民の生活水準、国家公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案し、すみやかに改定の措置を講ずるものとするとの調整規定の法律が定められたわけでありまして。せっかくこの法律が制定されても、いまだ具体的な調整内容についての討議が行なわれず、今国会においても法律改正の手続がなされなかったことは、まことに残念に思ふ次第です。そこでわれわれは、政府におかれては、昭和四十三年を目途として、個々ばらばらの今日の年金制度のあり方を、統一された官庁において責任ある検討をなされるべきであるということを強く要望して、第一の附帯決議と相なった次第であります。したがって、政府は、すみやかにこの附帯決議の趣旨に沿った措置をとられるように、強く期待をいたしている次第です。

第二の「共済組合の給付に要する費用の公的負担については、他の社会保険制度との均衡を考慮してその改善に努めること」この点につきましては、昨年の五十一通常国会において附帯決議が付

され「組合財政の健全化及び組合員の負担が過重にならぬよう速やかに国庫負担制度についても検討すること」という決議がなされているのであります。

現在の短期給付においても、医療費の高騰によって、使用者並びに組合員の負担部分というものは急速に増高の傾向をたどっているわけであります。しかし、これらの高騰の要因は、政府の経済政策の結果の問題と同時に、医療技術の進歩という二つの面を持つておるとは思いますが、これらの掛け金の上昇に対しては、使用者並びに国、本人、三者によって負担するべきが当然であるという精神から、昨年の国会、今年の国会を通じて強く政府に要望され、議論されたところでありました。したがって、この附帯決議の第二の精神をすみやかに実現するために、社会保険制度全般を十分検討の上、これらの趣旨が早く生かされるように、強く期待をいたしたのであります。

第三の点は「組合員が退職後一定期間内に発病した場合における療養給付について、他の医療保険制度との関連を考慮しつつ、四十二年度中に検討すること」との問題は、継続療養の場合には最高五年間まで給付が認められるのであります。退職をした者が一年後あるいは半年後に発病した場合には、全く共済適用がないという実情であります。われわれは、聞くところによると、五十五歳あるいは六十歳になって退職をし、発病する者はほとんど退職後二、三年の期間中で、この間の発病者が圧倒的に多いというのを聞いています。金をかけ、共済組合の適用を受けたのが、退職をして間もなく発病をしたために、何らその保障措置がなく国民保険に移行するということは、長い間の掛け金をかけてきた人たちの立場を考慮するときに、運営をいささか改善する必要があることを痛感するわけでありました。したがって、退職後一定の期間、政府が十分に検討された期間で検討することでありまして、これらの実態が医療給付の対象になれるような検討をすみやかにしていただく

きたいという趣旨であります。

第四の「外国政府、外国特殊法人の最短期間年金限をこえる職員期間の通算については、恩給に関する措置にいたがい措置すること」との点につきましても、私どもは恩給局長とも十分話し合いをいたしてみましたが、恩給局では、共済組合の適用者が圧倒的に多いのであるから、共済が独自にこれらの改善をすべきであるという意見の開陳があり、また、大蔵当局に尋ねますと、これはシステムの上から恩給を改善して、しかる後に共済の改善に波及するのが至当であるという、まさにボールの投げ合いが行なわれている状態でありました。したがって、われわれは、これらの問題について、日満日、日満の場合には通算がなされ、満日の場合には通算がなされないということではまことに不公平であると思うのであります。いまや、在外財産の補償をめぐって、もはや戦後処理は終了するという段階でありますから、これらの満州におかれた特殊法人に勤務した諸君も、当然戦後処理として処理してしかるべきではなからうか、かような考え方に立つ決議案でありますので、どうか、四点についてもすみやかなる措置をされるように期待をいたすものであります。

第五の「掛金および給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額は、長期にわたり据えおかれているので、公務員の給与の実態を考慮し、すみやかに再検討すること」という項目につきましては、地方行政委員会の附帯決議にならった決議でありますので、特に多いのは、公社、公団あるいは地方自治体等がこの該当する者が多いと思えますが、国家公務員、三公社五現業関係におかれましても、これらの実態を十分把握し、もちろん給付関係にこれはね返る点がありますので、その無制限的な引き上げは不可能かと思いますが、それらの点は組合財源を十分勘案して、すみやかに適切な措置を講ぜられるべきであると考えております。

第六の「遺族給付を受ける遺族の範囲は、主として組合員の収入により生計を維持していた者に

限定されているが、その取扱につき、実情に即した運用が行なわれるよう検討すること」と付したものであります。この点は、国家公務員共済組合法第二条第三項の適用範囲を拡大し、支給をしていただきたいという趣旨であります。

御承知のように、現在、組合員が死亡した場合、その組合員と生計を一にし、生計を維持していた同居の配偶者、父母、孫、祖父母に限られております。したがって、たとえ子や配偶者がいても、それが組合員の収入によって生計を維持していなかったとすれば、給付の対象にならないという実情にあります。組合員の立場からいいますと、せつなく二十年間掛け金をかけ、組合員として十分その義務を果たしてきたのであるから、一人の遺族はだれかしら受け取るようにすべきではないか、一時金をその際受け取る者が同一生計内にいない場合でも、一人の受け取り人はあつてしかるべきではないか、こういう強い不満と要求がいまままでなされてきたわけでありました。本員はこれらの実情を考え、すみやかに政府は実情に即した運用をなすべきであると思ひますので、これらの点についても、強く、すみやかなる検討を期待する次第であります。

第七に「旧令共済組合員期間を有する者に関する特例老齢年金については、年金制度の通算の改善を図る際、検討すること」とこれはなかなかむずかしい問題のようにわれわれは受け取ったのであります。今日、通算法によりますと、旧令共済、新法、あるいは恩給、厚生年金、これらの期間がかりに五年ずつあったといたしますならば、それらの年数に應じた年金額が別々の窓口から支給されているという通算法そのものにも多くの不備と欠陥を見出さざるを得ません。これらの問題は早急に改善をされてしかるべきであると思ひますし、厚生省自身、その矛盾をわれわれの前に明らかにいたしましたのであります。私たちは、これらの矛盾を解決する際には、ぜひとも特例老齢年金についての通算の改善に関し、その際十分効果的な改正をすべきであるという趣旨を強く訴えてま

いったのであります。そういう趣旨でございますから、政府はすみやかにこれらの問題について、厚生省との打ち合わせ、検討を進めていただきたいと存じます。

以上、七点に及ぶ膨大な附帯決議案であります。大蔵省におかれましては、本院における各委員の質疑応答を通じて、皆さんも委員の意のあるところは那邊にあるかということを中心承知のほどでございますから、誠意を持って、すみやかにこれらの附帯決議が実践されることを心からお願ひ申し上げまして、附帯決議についての提案の趣旨説明にかえる次第であります。

〔参照〕

昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案及び昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案に対する附帯決議（案）

- 一、公的年金のスライド制についての調整規定の運用については、すみやかに、統一的な責任官庁を定め、関係機関との調整をはかりつつ、実効ある具体的措置を講ずるよう、四十三年度を目途として検討すること。
- 二、共済組合の給付に要する費用の公的負担については、他の社会保険制度との均衡を考慮してその改善に努めること。
- 三、組合員が退職後一定期間内に発病した場合における療養給付について、他の医療保険制度との関連を考慮しつつ、四十二年度中に検討すること。
- 四、外国政府、外国特殊法人の最短期間年金をこえる職員期間の通算については、恩給に関する措置にいたがい措置すること。
- 五、掛金および給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額は、長期にわたり据えおかれているので、公務員の給与の実態を考慮し、すみやかに

に再検討すること。

六、遺族給付を受ける遺族の範囲は、主として組合員の収入により生計を維持していた者に限定されているが、その取扱につき、実情に即した運用が行なわれるよう検討すること。

七、旧令共済組合員期間を有する者に関する特例老齢年金については、年金制度の通算の改善を図る際、検討すること。

○内田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

おはかりいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。大蔵政務次官小沢辰男君。

○小沢政府委員 ただいまの附帯決議につきましては、政府といたしまして、誠意を持って検討してまいります。

○内田委員長 ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○内田委員長 国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案、通関業法案及び資産再評価法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。村山喜一君。

○村山(喜)委員 通関業法案は、参議院先議でございまして、参議院におきましてだいたい論議を深めておる議事録を見ました。そこで、重要な点だけを私は質疑を行なつてまいりたいと思うのでございませう。

議事録によりますと、いま通関業者の免許を受けておりますものが八百四十二にのぼっているやうであります。その中身は、ほとんどが兼業であるという実態のように承るのでありますが、その兼業の七割が港湾運送業者であり、三割が運送業者であり、また倉庫業者である、こういう実態から考えてまいりますと、ここに、通関業という業務だけを独立して業務内容としてやるということについては、独立採算の上から見て事実上できないのではないかと気がするのであります。

そこで、これは従来から慣行としてそういうやうな兼業形態というものが生まれているものだと思つておりますが、しかれば、その港湾運送事業に携わつてゐるものの状態がどういふふうになつてゐるのかという問題をあわせて考えなければならぬかと思つてございませう。そのような意味において、いま港湾運送事業法によりまして、縦横のいわゆる集約化がなされておるわけでありませう。そういう中におきまして、一つの合理化体制のもとに企業整備が行なわれておる状態がございませう。そうなつてまいりますと、先ほど申し上げましたやうに、兼業の七割が港湾運送事業に従事するものであるということになつておりますと、こちらの面におけるところの合理化がある、そしてまた、今度通関業法の新しい抜本的な法律案が出されてまいりますが、その中におきましても、やはり一つの整備といひますか、そういうやうなものも近代的なものにするのだといひ含みがあるかと思ひます。

そうなつてまいりました場合に、一番大きな問題は、いま乱立をしているように思われますいわゆるそれらの兼業業者の諸君の業務内容というものが今後どういふふうに変転をしていくのかという見通しと同時に、それらのもとにおいて働いておられます労働者の諸君が、将来どのような法律の改正がありました際に問題はないのかどうか、ここに私は第一の非常に注目しなければならぬ問題点があるのではないかとと思ひます。

そのやうな意味において、いま免許業者八百四十二といわれているこれらのものが、兼業でなければ食つていけないのかどうか、そしてまた、そういうやうな兼業という事態が正しいと認識されているかどうか、そしてまた、これを一つの專業の形式に指導の方向を持つていけるつもりがあるのかどうか、そこらの、いわゆる法律が制定された後における今後の指導行政のあり方についてお伺いをしてまいりたいと思ひます。

○谷川(宏)政府委員 ただいま仰せのとりの状態でございませうが、私どもは、この通関部門を担当いたします通関業者並びにその従業員の方々の今後の経営の問題、また生活の問題に急激な変化を与えないやうな形で合理的なやり方を押し進めよう、こう考えておるわけでございます。いまお話のとおり、現在の税関貨物取扱人の経営形態は、兼業のものが大部分でございまして、また、非常に多くの部分が港湾運送事業との兼業になつておるわけでありませう。

港湾運送事業自体の合理化の問題は、運輸省において慎重に検討が加えられておるわけでございますが、この港湾運送事業との兼業が多いという関係におきまして、港湾運送事業が合理的な経営をやるやうになり、経営の基礎が強固になれば、私どもの関係しております税関貨物取扱人、新しい法律にいうところの通関業者の経営の基礎も、おのずから結果的に強固になるという筋合いのものであるわけでありませう。

ただ、その間に、集約化が進む過程におきまして、弱小の業者が非常に多いわけでございますので、この弱小の業者に対する行政のあり方が問題になるわけでありませうが、私どもは、現在の免許

を受けておる税関貨物取扱人が今後安定した経営を維持できますやう、必要な行政的な指導をやつてまいりたい、かように考えておるわけでありませう。

○村山(喜)委員 取り残しがあるのですが、專業形態で推進をしていく指導をなさるか、兼業形態が是として、そのやうな方向で指導をされるのか、このことについて……。

○谷川(宏)政府委員 現在の税関貨物取扱人の場合におきましては、大部分が兼業でございませう。これは税関貨物取扱人の仕事の性質が、ほかの専門業者になることが非常にむずかしい事情があるわけでありまして、専門的な仕事でありますけれども、そのことだけで切り離して成り立たない、すなわち物を外国に輸出する、あるいは外国から輸入するやうな場合の通関の關係の事務処理に当たるわけでありまして、それは物の輸送であるいは物の保管というものの關係を持った仕事であるわけでありまして、税関に対するいろいろな申告書の提出であるとか、検査の立ち会いであるとか、そういう全体の問題のうちの一部分の仕事である關係上、どうしても輸送業務あるいは倉庫の保管業務というのと関連があるわけでありまして、これと切り離して仕事をすることができない性質を持った仕事でありますので、おのずから兼業形態が多いわけでありませう。

今後どうなるかといふことでありますが、今後とも、傾向としては兼業形態で経営が行なわれていくと思ひます。ただ、最近の例といたしまして、航空貨物に関する通関業者が、東京航空貨物通関株式会社というものが最近できたわけでありませうが、これは、航空貨物の通関の代理店が集合いたしました一つの会社をつくつて、もっぱらこの通関業務を專業として行なつておるわけでありませうが、こういうやうな形で中小の通関業者が集約化したしまして、一つの会社組織で專業的な形態で経営をするということが今後出てくると思ひますけれども、なかなか、中小企業の合併、集約化にはいろいろな問題がございませうので、私どもも、專業

を中心として今後通関業が経営をやっていくという傾向を見通しながら、なお中小の業者が集約化をする過程におきまして、こういう合併をした新しい会社組織で専業的な経営が成り立つような場合におきましては、極力こういう形態の発展に對して行政的に援助を惜しまない、こういう考えであります。

○村山(書)委員 承っておりますと、兼業の形態というのは、仕事の内容から見て必然的なものである、しかし、羽田空港における一つの専業的な形態のものも新しくできてくるので、育成をしてまいりたいという方向で、積極的に兼業でなければならぬ、あるいは専業でなければならぬという指導目標はないのだ、現在のものをより近代化をし、合理化をしていくのだという一つの思想、こういうふうなものでございますか。

こうなつてまいりますと、これは通関業務自体はそういうような形の中で推移してまいりまして、兼業部門の合理化なり集約化なりというものから影響を受けて、弱小のものがはみ出してくるという傾向が今後あり得るのではなからうか。そういうものについては一体どうするかという方向が、やはり指導方針としてはなければならぬじゃないか。これはいかがでございますか。

○谷川(宏)政府委員 港灣運送事業の合理化、集約化の過程におきましても、弱小の業者がその経営を維持できなくなるような事態にならないように関係当局で指導をしていくべきものだと思えますけれども、かりに兼業部門の、たとえば港灣運送事業の分野におきまして、場合によっては弱小の企業が脱落していくというようなことになりました場合におきましても、通関部門を担当しております通関業の分野におきましては、現在におきましても、貿易の量が年々増大していくのに対して、必ずしも過剰ではないという状況でございますので、そういう中小の通関業者に対しては、あるいは合併、あるいは系列化ということを通して、今後ますます健全な経営が維持できるように指導してまいりたい、こう思います。

○村山(書)委員 私は、だからここで運輸省のほうから、四十三年の十月一日から実施しようとするところの現在の免許基準の引き上げの問題、それは横のほうであります、並びに縦の貫直営体制の確立の問題、こういう問題が見通しとして、どういう形で今後推移をし、そしてそれが弱小の業者並びに労働者に犠牲が行なわれぬ形で推進ができるかどうか、この問題がやはり通関業法との関係においてきわめて重大な問題でございます。現在の港灣の機能が最近においてはだいぶ変化をしておりますし、輸送体系の上においてもコンテナ輸送等が行なわれる時代を迎えておりますので、そういうような時代の要請等ももちろんございまして、それに伴ういわゆる港灣運送事業の近代化あるいは合理化という問題がどのようなテンポでいまだ進められておるか、そしてまた、それが先ほど申し上げましたように、弱小の業界なりあるいは労働者の上に犠牲を生じないという保証があり得るかどうか、この点について運輸省から説明を願つておきたい。

○佐藤(肇)政府委員 昨年の六月に港灣運送事業法を改正したわけでございまして、その要点は、一つは、免許基準を引き上げることによって集約化を進める、もう一つは、法の第十六条でございまして、一貫責任体制をとれるように系列化していく、この二つでございます。

これにつきましては、港灣審議会の中に港灣運送部会というものを設けまして、その中で審議をしていただいたわけでございまして、この三月に答申が出ております。

この答申によりまして、ただいま御指摘のありましたように、縦の集約と申しますか、責任体制をとるといふことにつきましては、昭和三十四年十月一日を目標にいたしまして、中間的には改正運送事業法の十六條に合うような責任体制をとれるようにするということが一つです。もう一つは、横の集約と申しますか、同業種間の集約につきましては、免許基準の二割増し程度に集約を進めるといふことが答申されております。

一方、この免許基準の改正につきましては、昨年十月一日、法が施行されるときから新しい免許についてはかわるわけでございまして、既存の業者につきましては、事業計画の変更に際しましてはこれが準用されることになるわけでございまして、この三月に各事業者から提出されました事業計画書によりまして、必ずしも免許基準に達していない場合があるわけでございまして、それらのものでございまして、昭和三十四年十月一日を目途とする整備計画書を提出させておるわけでございまして、私も、答申の趣旨に従ひまして、現在各業者から提出されました整備計画書を検討し、これによって、各港ごとに整備計画、要するに集約の方向というものを打ち出して、業界の方々と相談いたしながら、基準に合致するように集約を進めていきたいと考えてみるわけでございます。

一方、この港灣運送事業法改正そのものは、港灣労働者の確保ということ、その生活の安定ということが裏にあるわけでございまして、私どもは、集約によって常用労働者を確保できるということと、それを福祉的な生活ができるように持っていくということをあわせて、この集約を進めていきたいと考えておるわけでございます。

○村山(書)委員 労働者は、最近労働力の不足ということによりまして心配はない、常用労働力を確保して、その福祉対策を推進したい、これはそういうふうな願いなのであります。しかしながら、零細な業者、承りますと、三百万円以下の資本金を持つものが業者の三分の一の数に及ぶというのを聞くのであります。そしてなお、免許を持つておりますのが三千三百社とも聞きます。それらのいわゆる零細の業者が今日なお存在をしておるわけでございます。貨物の輸送量が、貿易量の拡大に伴ひまして増大をしていくことも間違いございませんし、また、日本の産業構造の間にございまして、軽工業から重工業に移つてまいりまして、それだけ今度は品物の量等も拡大をしていくことも間違いのないことだらうと思ふのです。

かしながら、はたしてそういうような零細な業態がそのまま存在を許されるということはおそらくないであらう、とするならば、そこには、そういうような人々たちを救済する何らかの手だてというものがあるべきではないかと思ふのであります。何か協同組合の事業化とかあるいは協業化とか、いろいろな方向も検討されているやに承るのであります、そういうふうなものがございまして。

○佐藤(肇)政府委員 先ほど申し忘れたわけでございまして、この三月に出されました集約化の答申の中には、その進め方といたしまして、要するに、免許基準に合致している業者につきましては、モデル方式等でさらに理想的なものを考えて、これを指導していく、それから、基準に達しないような零細業者につきましては、ただいまお話をいたしましたような組合方式のやり方で集約を進めていく、とりあえずはそういう形をとつたらどうかということがございまして、私どもは協業化というところが一番望ましいと思つて、その方向で進めたいと思つております。

○村山(書)委員 そこで、見通しを私はお尋ねいたしたいのでございまして、港灣運送事業法の十六條によりまして一貫責任体制が縦の系列としては進められてくる。横のほうの事業規模の拡大については、これは現在の免許基準の約二割ほど引き上げて、それによって集約をはかつていく、それからやや落ちるものについては、協業化の方向において拾ひ上げて、その協業化したものに新しい免許を付与していく、こういうような形でわかりやすいにすっきりしたものにならうと思ふのであります。

そこで、その際に、やってみなければわからぬわけでございまして、それからあふれ出るものがあるのかないのか、それによって完全に零細な業態は救済ができるかどうか。それと、私は、そういう零細な業者でありながら、なお通関業務に携わっているものがあるのではないかと思ふのであります。片方ではみ出てしまつて、そして通

開業務だけが残ってしまったということになります。これは片一方の足がとられてしまうのでありますから、通関業として生活することがなかなかできないという事態が出てくるのではなからうか。それを受けてあなたの方のほうとしては、そういう零細な業態については、何か協同株式会社みたいなもので処理しようという考え方に承るのではありませんが、はたしてそういう方向で、長い間業務としてこれによって生計を立ててまいりました人たちが路頭に迷うようなことはないかどうか。この点は、新しい制度をつくり出すときには、慎重に検討をしなければならぬ問題だと思っておりますので、その業態の実態が、私は概数だけはおわかっておりますが詳細な実態がわかりませんので、それらはいじょうぶ責任を大蔵省としてお持ちいただけるかどうか、この際、明らかにしていただきたい。

○谷川(宏)政府委員 港灣運送事業の合理化が進むに伴いまして、万が一脱藩をする企業が出た場合におきまして、それを兼業しております通関部門の業態がどうなるかという問題につきましましては、私も慎重にその成り行きを見定め、それをどういう形で従来の企業を安定した経営のもとに継続できるかという点を検討しているわけですが、港灣運送事業の合理化の過程にきましても、極力そういう企業が脱落しないように、関係各省と連絡をとっていくつもりでございます。

また、万一兼業しておりますところの部門がうまくいかなかったような企業が残った場合におきましては、通関業務をそのまま継続したいという業者に対しては、極力協業化をすすめて、通関業として健全な経営ができるように十分配慮してやってまいりたい、こういう考えでございます。

○村山(喜)委員 これは小沢政務次官に私は政府としての御見解をお聞きしたいと思うのですが、いま港灣運送事業の実態というものは大体千五百社あるけれども、免許はそれぞれの業種に基づいて

て行なわれておりますから、三千三百余だと聞いておりますが、中身を調べてみますと、三分の一は三百万円以下の資本金の零細な業者である。そういうような業態である港灣運送事業の実態というものと、それから八百四十二社に及ぶます今日の通関業の免許業者、それからもう一つは、今度荷主の側になりますいわゆる商社関係の実態というものを調べてみれば、大手が二十社で、中小の非常に零細なものが約七千社あるという。それで、いままでは小さな荷主の側になります商社関係はしげ等を使いましたりいたしまして、そうして港灣運送事業の小さな人と連携しながら、小口の輸送あるいは輸入という業務に携わっております。ところが、港灣の機能がだんだん変化をしてまいりまして、輸送体系の上においてもコンテナ輸送というような問題があらわれるように、近代化が要請される、そして、貿易の拡大がさらに経済発展計画等において大きく取り上げられていて、こういうような時代を迎えてきたわけですね。

今回は、さきに港灣運送事業法の改正が行なわれまして、そういうような過程で集約化が行なわれ、近代化が行なわれて、片一方、こちらにおきましても、大蔵省としても、通関業法の整備が近代的なものとして打ち立てられていく、ところが、残っておりますのは、商社関係が、そういうような形の中で今日なお依然として七千社にも及ぶような零細な存在が現実においてあるわけですね。この問題は、それぞれ所管内容が違ふとはいふものの、やはり一体的に考えなければならぬ問題ではなからうか。その中において落ちこぼれるものは、協業化の方式なり、あるいは協同化の方式で救済をしていながら、それらの人たちがその業務としてまいりましたそれらによる生計の道が閉ざされないような形の中で配慮しながら、近代化の要請に応じて体制をつくっていくということではなければ、今後の日本の貿易の拡大というものは生まれてこないのじゃないかと思うのであります。

これらの問題については、総合的な立場から取り組まなければならない段階だと私は思うのですが、小沢政務次官は、いま私が質問をし、答弁がされました中において、これらの問題についてどういうふうにお考えになっておられるのか、お聞かせ願いたいのでございます。

○小沢政務委員 新しい法律をつくり出す場合には、近代化を進め、合理化を進め、また、新しい近代的な輸出入の体制に合わせるために必要な措置であるといながら、やはりそうした既存の業界の問題も十分考えてまいらなければいかぬことは、おっしゃるとおりでございます。運送業のほうでもほとんど集約が行なわれ、近代化が行なわれていっておられるわけですが、いまおっしゃるように、これを利用する貿易関係の業者が大小非常に多く、七千社という数字につきましましては、私は、私にはつきりした資料を持ちませんけれども、とにかく非常に大きな数にのぼっております。それらを総合的にどういうような方向で合理化するか、また、その際に弱小の方々の仕事ができるような方向で考えなければいかぬのじゃないかと思うが、そういう全般の問題の見地から、私に、政府委員としての見解を、というお話でございますが、ただいま私の立場としては、御審議を願っている通関業の関係をこのままにして、先ほど来税関局長が申し上げておられますように、新法を適用いたしましたので、それが行なわれまして、過去のそういう業者、通関業者につきましましては、行政上の指導によりまして、支障のないように、また、支障なからしめるようにいたしたいと考えておられるわけでございます。運送業との兼業が七割以上になっておられることもおっしゃるとおりでございます。したがって、片方が近代化し、集約化しているという過程におきまして、通関業だけで一体成り立つのか、こういう点も、十分それらの進行を——何ぶん運送事業の集約化が進行中でございますので、そういう動向について、大蔵省としても十分注意を払ひまして、これと通関業者のあり方との関係につきましましては、そのときどきの実情に応ずるように、しかも、おっしゃるよ

うに、弱小の業者が直ちに仕事から脱落していくことのないように十分配慮しながらやっていきたい、かように考えております。

○村山(喜)委員 まあ、答弁を求めるほうが無理かもしれませんでしたが、問題は、あなたはやはり政務次官ですから、これは運輸省だ、これは大蔵省だ、これは通産省だといふのでなしに、大臣のかわりにきょうは出席をいただいたいてるので、すから、そういう立場から、日本の貿易政策というもののあり方問題、今後のいわゆる発展の問題をひとつ総合的に見渡して、そしてこれからも検討を進めていただきたいと思ひます。

そこで私は、この際資料の要請を大蔵省に申し上げておきますが、議事録を拝見いたしますと、兼業でやっておりますのは、月間の輸出の取り扱件数が百件ぐらいいなれば成り立つ、輸入であるならば四十件ぐらいいなれば成り立つ、輸入であるならば、これは千件ぐらいいなれば成り立つ、輸入の分については、事業は四百件ぐらいいなれば成り立つという説明をされておられるのを見ました。そこで、これでどういうふうにして成り立つのか、その代表的な事例でよろしゅうございませうから、その成り立つという資料をこの委員会にお出しを願いたいと思ひます。あなた方はそれをばつきり言われているわけでありませうから、そうであるならば、業態としては成り立つという一つの形が示されなければならぬかと思ひますので、これはいまお出しをいたしたくという意味ではなしに、あとでよろしゅうございませうから、当委員会にお配りを願ひたい。よろしゅうございませうね。

○谷川(宏)政府委員 さつそく資料をつくりまして、提出いたします。

○村山(喜)委員 そこで私は、もう一、二点お尋ねをいたします。

それは、今回通関業法の大改正が行なわれることになりまして、この中で、いままで古い免許を持っておったものを新しい免許に切りかえることになったのでございますが、これは適格条項に該当しない限りは、原則としてはこの新免に切りか

は、当然通関士の資格試験というものは——ここに許認可等の改革に関する臨時行政調査会の意見書にも出ておりますが、そういうような場合には「一定年限の実務経験または、その他の方法により資格を付与できることとする」というようなゆるい規定がなければならぬかと思うのです。が、そういうような取り計らいになっておりますか。

○谷川(宏)政府委員 通関士自体が個人で通関業の経営を行ないたいという場合におきましては、通関業としての許可を受ける必要があるわけであり、その通関士の資格を持った者が許可を受けた後において行ない得るわけであり、多くの例の場合におきましては、従来の経歴からいきまして、通関業の許可を受けた者が、通関士を雇用するということになるわけであり、そこで、三十一條の二項で「次の各号の一に該当する者は、通関士となることできない」と通関士として通関業務に従事するという意味において、通関士となることできないということであり、たとえ、二年を経過した場合におきましては、また税関長に届け出て、確認を受けてまた通関士となることのできるということ、全体として、通関士の資格というものと通関士として仕事をする場合のあり方を区別いたしまして、通関士の資格を持つている者が通関業務に従事しようとする場合には、必ず税関長の確認を受けるというたてまえをここでとっておくわけであり、それから、一定の業務の経験がある者に対して、これをどう扱うかという問題でございまして、この第二十四條におきまして試験科目の一部免除を規定しておるわけであり、通関業者の通関業務に従事した期間が通算して十五年以上になる者につきましては、この二十三條の二項の一号、関税法以下の法律、それから二号の「通関書類の作成要領その他通関手続の実務」、この試験科目

は免除される、また、同じように、従事した期間が五年以上になる者につきましては、通関書類の作成要領その他通関手続の実務に関する試験の科目は免除をするということにいたしまして、そうして実務の経験を尊重して通関士の試験を行なうということになっておるわけであり、

○村山(喜)委員 まあ、実際試験を受けたら、そうむずかしい試験じゃない。実務経験によりまして、十五年もしたら通関業法の試験だけが残るといふようなことになり、ほとんど一〇〇％近く合格をするということになるというふう

に解釈してよろしゅうございませうか。

○谷川(宏)政府委員 必ずしも一〇〇％合格するということにはならないと思いますが、できるだけ適正に試験を実施したいと思ひます。

御参考までに、過去におきまして、事実上税関長が税関貨物取扱人の従事員に対する試験をやっておるわけであり、その合格率は大体六〇％前後であるわけであり、これはほかの、たとえば税理士試験の合格率一〇％から二〇％、あるいは公認会計士の合格率五％に比べれば、相当ゆるやかな、いい合格率になっておるわけであり、今後、国家試験の場合におきまして、この程度の合格率ではなからうかというふう

に考えております。

○村山(喜)委員 この内容をいろいろ検討してまいりますと、こういうような通関士を設けて、記名押印をしてやらなければならないような、そういうチェックをしなければならないものかどうか、ちよつと実際の業務の上から、それが適正であるかどうかかわからない点もあるのです。というの、そういうような制度をつくるのであれば、やはりそれには責任を持たせるような、

そうして、その法的な効果が伴うようなきつとしたものでなければならぬのに、片一方のほうの通関業者には永久免許を与えて、片一方のほうは自動的に、雇用契約の上で退職をした場合は通関士の資格がなくなるような、その程度の資格を付与していくということについては、まさに通関業者

の保護を目的とし、そして通関士に対しては、まあ、いいかげんというのですか、中途はんばな資格要件、そして罰則だけはえらいきびしいようなふうになって受けるのですが、ほんとうにそういうような懲戒処分をしたり、罰金を取ったりしなれば、この通関業自体を時代の要請に沿って近代化していくことができないというふうにお考えになった理由は、これはどうも、いままでいろいろ承っておりましてわからないのですが、その点、補足説明ができましたら、納得ができるように説明してもらいたいと思ひます。

○谷川(宏)政府委員 現在の税関貨物取扱人の従業員の立場は、この税関貨物取扱人が兼業をしてゐる形態がたいぶございまして、そういう形態のもとにおきまして、その地位が非常に低いのが現実であるわけであり、

【委員長退席 三池委員長代理着席】

この税関貨物取扱人制度の改正に關しましては、業界の有識者の意見を十分に聴取したわけでございますが、業界の方々の意見も、従業員の素質の向上をはかることがきわめて重大な問題である、また、その従業員に励みを与えるという意味におきまして、たとえば国家試験のようなものをやってみてほしいという希望もあつたわけでございます。私どもは、通関業者の資格の適正化をはかりまして、その素質の向上をはかると同時に、従業員の社会的地位の向上、また、経営体の中におけるその立場を高めるということについていろいろ検討した結果、国家試験を行ないまして、そして通関士という名称を付与することによって従業員に対する励みを与える、そしてその素質の向上をはかるということにいたしましたわけでございます。

そういうような次第でございまして、たとえば、法律の十五條でございまして、その税関長が税額につきまして更正をするとかいうような場合におきまして、法令の適用上の解釈の相違がその原因であるという場合には、通関業者の意見を聴取しなければいけない、通関業者

者の意見を聴取する場合におきましても、この通関士が中心になりましていろいろ検討をし、その意見を通関業者の意見として反映させるといふことができないような規定にもなっておりますし、通関士としてのこの業界の中における地位は、従来よりも一そう高まってくるというふうにお考えしております。そうすることによりまして、通関士の全体の素質の向上をはかつて、そして通関事務の円滑な運用に寄与してもらうというたてまえをとっておるわけでございます。

○村山(喜)委員 日本の最近の法律制度の中におきまして、何々士というふうな、国家によって資格が与えられ、またそれを歓迎し、それによって資質の向上をはかるというふうな名目のものと、これはもう拾い上げたら非常に数多くあるので、私は、いつかまた行政監理委員会にこれを持ち出して、一体、そういうふうな資格を与えなければ資質が向上しないのかどうか——その職場を去つたらその何とか士というのは使えなくなるといふ、そういうふうなもので規制をしな

らやていくというのは、まさに、日本の国は官僚行政の発達の政治が横溢を起しているというふうな世間で見られると私は思ふのです。そして、いまの説明を聞いておりました、どうも中途はんばなものをすくなくして、そのようなことをやるよりも、通関業務に携わる人の資質の向上は、もつとほかのやり方であるのではないかと、思ふのであります。さればこそ、この法律自体を見ましても、五大港であるとかあるいは羽田空港においては、こういうような措置に順応できるけれども、地方港においては、そういうような通関士が三年後においてはなかなか得られないような場合においては、特例を設けて免除しなければならぬような実態があると思ふのであります。そういうものまで法律にわざわざつくり上げてやていく発想というものでなく、もう少し近代化して、そういうふうな国家の權威によって資格を与えなくとも、自分たちの業務は自分たちでやていくのだという、それらの合理的な考え方というもの

を業界も持たなければならぬし、また、あなた方行政に携わる人たちが持つてもらわなければいかぬと思うのです。

声を荒らげて反対するような内容のものでございませぬけれども、どうも日本の行政組織機構の上において、これらの資格付与の条件等については、臨調のほうの答申にもありますように、もっと本格的に整理、合理化をして問題を処理するという態度を確立しなければならぬ、こういうふうな意見を持ちますので、ひとつ、小沢政務次官あたりが大局的な立場からそういうのは考えてもらって、こうしてせつかく出された法律でございませぬけれども、何か、どうも官僚王国のようない感じがしてなりませんし、その点は、お互いにそういうようなことでなしに、自主的な問題として解決する態度をつくらなければならぬ時期にきていると思ひますので、それらを今後において十分検討されることを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○三池委員長代理 広瀬秀吉君。

○広瀬秀吉委員 いま村山委員からも前段で、今日まで行なわれてきました税関貨物取扱入法の兼業の問題と関係をして、将来の方向をどうするのだという立場でいろいろ質問をいたしたわけでありまして、いすれにいたしましても、貿易が非常に大きな規模になっている、通関輸出入貨物も多様化をしているし、スピードアップが望まれる、あるいはまた、いろいろ技術開発の急テンポに伴って新製品なんかもどんどん輸出の項目に加わってくる、こういうふうなことで、いわゆる税関の伝統といわれるものではとてもさばけない状況にきているだろうと思うのです。そういう状況を反映して、通関業務というものを近代化しよう、あるいはスピードアップしよう、さらにまた、去年通過をいたしました関税につきましても自主申告制度を認めていく、こういうものを背景にしなからこの法律をつくったと思うわけですが、現実の問題として、それでは、通関業務がこれからどういう形で行なわれるだろうかというこ

とになりますと、やはりこの兼業の問題が非常に大きな問題だろうと思ひます。

現在六、七〇％も港湾運送業の人たちが兼業しているとか、その他倉庫業の兼業とか、いろいろあるわけですね。やはり昨年六月ですか、港湾運送事業法が通った、この港湾運送事業法で、先ほどもその問題は着々整備をされ、近代化される方向でいっているのだ、こういう御説明もあつたわけでありまして、この問題について、まず、将来の問題として、通関業務というものが今日までの兼業の方向ではなくて、独立の方向というものをほんとうにやっていく必要があるのか、それとも、兼業の中で通関業務というものを抜き出して、やはり規制をし、合理化をはかつていくという立場が、一体どっちに力点があるのかという、その問題を税関局長からお答えをいただきたいと思ひます。

○谷川(宏)政府委員 港湾における通関業の地位を考へてみますと、港湾関係のいろいろな仕事の中で、この貿易関係の通関業務、貨物を輸出する場合におきましては、税関に対して輸出の許可の系統をとる、それに伴ひまして、荷物を、たとえば、倉庫に保管しておる物を輸送する倉庫業、あるいはまた陸上の運送業、また、はしけによつて運搬をする、また、船舶に積み込んで外国に運ぶ、こういう運送業、倉庫業等との関連が非常に大きいわけでございます。その中で、そういう港湾関係のすべての仕事の中の一部分として通関業というものが成り立つわけでありまして、その通関部門の業態のあり方としては専業ということも考えられますけれども、むしろ、ほかの関連した業務との関連において、荷主の立場からすれば、だれか一人の人にすべてのこの仕事を請け負つてやつてもらふということが便利であるわけでありまして、従来、港湾運送事業あるいは倉庫業との兼業という形で税関貨物取扱人という企業が成り立ってきたわけでございます。

今後の問題といたしまして、大型船、コンテナ船が入ってくる、また、飛行機にいたしまして

も大型機が入ってくるという場合におきましても、やはりこの業務の内容といたしましては、通関業以外の運送保管業との関連を断ち切ることができないわけでございます、むしろそのほうが主たる業務内容になるということからいたしまして、今後の通関業の形態のあり方としては、ほかの業との兼営という形が多く存在するということが言えると思ひます。ただ、その場合に、中小の企業におきましては、港湾運送事業の合理化との関連におきまして、通関業だけをやっていくということも考えられますので、そういう場合におきましては、適当な規模の経営形態をとるという意味におきまして、中小の業者が合併する、そして、もつぱら通関業を営んでいくということも考えられるわけでございます。そういう場合におきまして、極力、税関におきましては過当競争にならないように、また、企業として適正な利潤が得られ、存続し得るような方向で十分に指導してやつていきたい、こう考へております。

○広瀬(秀)委員 いまのお話でわかりましたが、昭和四十年の三月末現在の調査によると、税関貨物取扱人の免許件数は八百三十二である、業者数が五百三十四だ、こういうことで、税関貨物取扱人を専業とする者はわずかに七、一・一％くらいなんだ、こういう状況でございますが、現在も大体七つくらい、こういうことであります。それが一つであります、そういうものはこれはおそろかなり細かいものであらうと思はれるわけでありまして、この専業でやつてゐる者の現在の数とそれからその規模——専業の者、こういうものがやはりこれからの専業の形として、これから通関業法が通過して実施をされた段階においてずつとそのまま存続され得る、そういう見通しに立つておられますか、それとも、兼業部門の中に吸収をされるような方向をたどると思われましか、どういふお考えですか。

○谷川(宏)政府委員 四十二年の四月一日現在の数字を申し上げますと、免許の総件数が八百四十二でございます。そのうち、専業のものが五でござい

ございます。そのおもなものは、東京航空貨物通関株式会社、資本金二千八百五十万円でございまして、そのほかに、横浜、神戸、名古屋、函館の管内に専門の会社が一つずつあるわけでございます。

それから、次にお尋ねの、この現在の専業の五が今後新法のもとにおいてどうなるかということでございますが、これは私も、いまの形態のまままで経営を存続していくというふうな考へております。

○広瀬(秀)委員 これは、新しい通関業法のもとで経営も十分成り立つていくものが現在専業として存在をいたしておる、こういうふうに理解してよろしいですか。見通しも、ちゃんと専業でやつていけるものだ、それだけの経営基盤も確立されている、こういうふうに理解してよろしいわけですか。

○谷川(宏)政府委員 具体的に申し上げますと、現在の専業者は、東京税関管内の東京航空貨物通関株式会社、これは十分一本立ちで今後ともやつていけるわけでございます。それから横浜の税関管内で港湾通関株式会社、それから神戸の神戸通関株式会社、これもその所在地の中小の企業が集まつてやつていけるわけでございます、全体の八百四十二の免許の中では中堅クラスになっておりますので、今後とも十分に経営が存続できるわけでありまして、それから、名古屋と函館の管内にありまして専業者は個人経営でございまして、主として飼料等の貿易関係をやっておるものが、この港湾運送事業とか、そのほかのそういう事業とは別にこの通関部門だけをやっておるわけでございます、この二つのものにつきますと、将来どういふことになりましか、ほかの通関業者との協業のもとにやることになることも考えられるわけでありまして。

○広瀬(秀)委員 それはその程度にしておきます。そこで、運輸省にお尋ねをいたしますが、これから先もこの通関業務というものは、業法が新し

く発足をいたしますけれども、大体その港灣運送事業あるいは、おたくのやはり管轄下にある陸運業者とか、運送代理店とか、海運関係の会社であるとか、航空運送の会社であるとか、そういうようなものが兼業をするということが非常に多いわけでありませぬ。そこで、去年法律が通りました港灣運送事業、これが何と云っても、この輸出入貿易をめぐる港灣関係の大宗をなす業種でございますから、そういうところが通関業務を兼業していくという事態には変わりなからうと思っております。この通関業法を制定して、業者を、認可基準等もきめてしっかりしたものにしていく、そしてまた、通関士を置いて——貿易の構造の改革といひますか、巨大化といひますか、そういうものに対応していくというために通関士も設けられておる。要するに、そういう方向は、兼業としてそういうものが、やはり港灣運送事業という主たる業務の中で一部門として行なわれる形態になつていくとすれば、この港灣運送事業そのものが、健全に、しかも近代的な経営体として発展をしていかなければ、やはりこの通関業法の健全な運営というものがなされないだらうと思つたのです。その業法が去年つくられて以来、どういう形でこの健全化といひますか、近代化といひますか、あるいは合理化といひますか、そういうものをお進めになつておられるか、そして、その進みぐあいというものがいまだどういう方向にあるのか、こういうことについて、現状をひとつお聞かせいただきたい。それと、また将来の見通しもです。

○佐藤(肇)政府委員 先ほども申し上げましたこととでございますが、この港灣運送事業法の改正は、企業規模を大きくすることによって、経営を健全化することと、一貫責任体制によって効率的な運営ができるという二つのねらいがあるわけでございます。そのおののにつきまして、この三月に港灣審議会の中の港灣運送部会から答申をいただきました。これによりまして、昭和四十三年の十月一日を目標にいたしまして、一貫責任体制につきましては、改正港灣運送事業法の十

六条の規定を恪守できるように持つていく、それから事業規模の拡大、これは横の集約になるわけでございますが、これについては、法律に規定する免許基準の二割増しくらいまで拡大するという中間の目標を得ておるわけでございます。それに進むように、私どもは、免許基準に到達し得ない業者につきましては整備計画書というものを提出させておりまして、これを調整いたしまして、各港ごとに一つの集約の方向というものを打ち出して、四十三年十月一日までにその方向に持つていくように指導したいと思つております。

ただ、これは私どもだけが直接指導するということではなくて、やはり業界自体が港灣運送事業の近代化といふものに目ざめて自主的にやつていたきたいという考えを現在持つておりますので、業界と十分相談をした上で進めていきたいと考えておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 重ねて伺いますが、その合理化を促進するにあつて、これは免許基準に達しない、整理しなければならぬ、そういう業者がやはり出てくるだらうと思つたのです。そういうものの中に、いままで通関業務をやつておつた、いわゆる税関貨物取扱人といふものの免許を受けておつたものはどれくらいあると推定されますか。

○佐藤(肇)政府委員 この港灣運送事業者で通関業務を兼業でやつているものがおおよそ六百社とありますが、そのうちで乙仲と称されるものが二百三十一社あるわけでございます。この大部分は相当企業規模の小さいものでございまして、私どもは、これらにつきましては、協業化方式によつて集約を進めていきたいと考えておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 これは税関局長にお伺いしますが、この通関業法が発足をする、そして、港灣運送事業法が着々と整備されていく、法律の効果が発揮して整備されていく、大体三年くらいたつて通関士制度が完全に発足する段階を迎えた際には、通関業者といふものの数は大体どのくらいに整理をされていると推定されますか。現在の八百四十二がどういふ変貌を遂げるだらうか。

○谷川(宏)政府委員 港灣における取り扱い貨物の趨勢は港灣ごとには違つてございませぬ。したがつて、現在の分布状況が、たとえば八百四十二の場合におきまして、横浜税関管内が二百十四、神戸が百六十五、大阪が百三十五、東京百三十八といふふうになっておりますが、今後貿易量の増大をすればこれらの地域におきましては若干ふえる、そして、一方におきまして貿易量が減少すると見込まれる地方港を管轄する税関の管内の免許の業者の数は若干減少をする、そういうことで、総体としては八百四、五十の業者が引き続き存続をするといふふうに見込んでおります。

○広瀬(秀)委員 そうしますと、やはり貿易量や何かもどんどん増大をするわけでありませぬから、おそらく港灣運送事業、通関業を兼業する最大の部門であるそういうものの整理、合理化が進んでも、通関業者自体はそう減らない。これは貿易の発展といふものと見合ひにおいて、やはり現在程度の数は、あと三年くらいの間にはやはり通関業務としての認可といひますか、それが与えられる、そういう状況だ、こういうふうにお考えなわけですね。そうしますと、やはり新しい通関業法によつて、現在のもの以外に新しい認可をしていく面も相当出てくる、こういうふうに見込まれるわけですね。たとえば、いま運輸省のほうでは二百三十一社くらいのもので、これは協業といふこととかなり集約していくといふのですが、そういうことになりませぬと、かなり減る数なのですね。それにもかからず、数が大体変わらぬといふのは、新しい業者が相当出てくる、こういうことになりませぬか。

○谷川(宏)政府委員 この通関業法が施行されまして、新規の免許申請がどう出てくるかという問題でございますが、もちろん、港灣運送事業の合理化との関連もございませぬけれども、過去の例によりまして、新規の免許件数は年間十件内外でございませぬので、一方において、合理化によって整

理、統合されること等を考えますと、今後の港灣運送事業の合理化の進行状況がどうなるかにもよりませぬけれども、若干はふえましても、そういたして新規の免許の申請が出てくることは考えられませぬので、現在の数程度のものが三年後の状態においても続くのじやなからうか、こういうふうに考えます。

○広瀬(秀)委員 どうも運輸省の港灣運送事業の整備計画といひますか、そういうものと、いまのお答えがちよつと納得ができません。運輸省のほうでは、さっき言った二百三十一社といふのが、さっき私が質問しましたように、整備計画、免許の基準に該当しないとして協業でもやらなければ、というわけですね。そうしますと、この数はだいぶ減つてくることになるわけですね。その点、どうなんだろう。運輸省の目から見て、いまの税関局長のお答えといふものとズレはどういうふうにお考えになりますか。

○佐藤(肇)政府委員 私どももいたしましては、先ほど申し上げました乙仲と称してあります業種につきましては、現在おおよそ四〇〇程度のもので、免許基準に該当しないのではないかと考えますが、これが二つが一つになるとすれば、二〇〇程度に減るのではないかと。大体、現在整備計画書を検討中ではございますので、はっきりした数字は申し上げられませんが、その程度ではないかと推定いたしております。

〔三池委員長代理退席、委員長着席〕

○広瀬(秀)委員 これは進みぐあいをみなければ何とも言えないこととございませぬので、その程度にしておきます。

大蔵省に伺いますが、そういう形で通関業務を現実的にやつていくこの港灣運送事業といふものの中から、やはり通関士という問題、これは新規に国家試験もあるということと、その試験に合格しなければならぬわけですが、通関士は、現在のそういう運送事業者に雇われている従業員の中から大体生まれていくんじゃないか、こういうふうに思ふわけですが、全然新しい、いまま

でそういう会社の従業員でなかったような人がすばつと入っていく場合と、それから、そういう事業の中ではないまでも働いておった、こういう人たちがやはり通関士となっていく、その点は、これは常識的なことですけれども、大体従来やってきた人がそのまま通関士の試験を受けてなっていく、こういうケースが非常に多いだろうと思うのですが、そういう点については、見通しはいかがでございましょう。

○谷川(宏)政府委員 いまお尋ねのとおり、従来の経験者が試験を受け、通関士の資格を得るといふものが多いと思います。

○広瀬(秀)委員 それは当然予想されるところでございしますが、そういう場合に、先ほど村山委員も指摘をいたしましたように、いわば通関士というものが、申告納税制度というものが関税にも導入されたというのと同じような形で審査の業務をする、いままでかなり厳重に税関で審査しておったようなものも、通関士という国家試験を受けた、ある程度オーソライズされた資格のあるそういう者を置いて、その面での税関の人数というものがかなりこの面で省けるだろう、こういうことにもなるわけでありませうけれども、したがって、それだけ企業の中の地位も高まるだろうという答弁を先ほど閣税局長されたわけですが、しかも、罰則、懲戒処分あるいは刑罰というふうなものまで裏打ちされているわけでありませう。したがって、こういうものが運送事業法の中で士職といひますか、こういうものはほかにはあまりないのじやないかと思うのです。それで、そういうものの中に今度は通関士という新しい職務が生れてくる、これに対して、通関業者として認定をされ、しかも、主たる業務としては運送業をやっておる、そういう中で職員であった者がそういうことになっているという場合に、そういう者に企業の中でどういうメリットが与えられるかという問題については、これは運輸省なり大蔵省として、少なくとも、この中にはそういう待遇とか給与とかいふものについては何も触れられていない

わけですね。実際には、それは当然指導の問題だと思ふのですけれども、そういう問題について、いわゆるその仕事にふさわしい待遇といひますか、そういうものを確保していくという、その具体的な指導というふうなものはどういうふうになされるつもりでありますか。運輸省と両方から伺いたい。

○谷川(宏)政府委員 通関士の待遇の問題は、雇用主と通関士との雇用関係の契約によるわけでございまして、おそらく、国家試験を受けて通関士の資格を得た者と、そうでない者で通関業務に従事しておる者との間におきましては、雇用主は、待遇上通関士に対しては手厚い措置を講ずるのではないかと、こういうふうに考えますが、今後とも、通関士の素質の向上をはかる意味におきまして、通関業者とも十分密接な連絡をとりながら、その待遇の改善につくましても、もし意見を求められたならば、適正な意見を開陳いたしまして、社会的な地位あるいは企業内における地位の向上に対して、私どもも側面から努力してまいりたいと思ひます。

○佐藤(肇)政府委員 港灣運送事業者が通関業務をやっております、これは兼業でございまして、別な分野でございしますので、私からはいまの問題についてお答えすることはできないわけでございます。

○広瀬(秀)委員 おそらく、国家試験をとるのだから待遇も考えてくれるであらう、こういうことですけれども、当然これは何らかの形で民間の業態に対して、政府が直接その給与の問題や待遇の問題について介入をするということではないけれども、そういうものは、これは企業で考慮しなかつたらそれまでのことであつて、やはりそういうものも何らかの形で担保されていかないといかぬと思うのですが、それにはやはりいゆる介入や支配ということではなしに、何らかの指導というものがこれは当然なされなければならぬと思うのです。そのことは、実際問題として、事実問題としてそういう方向にいくように、これは何らか

の手を打っていかねばならぬと思うのです。が、重ねてその問題、答弁は要りませぬ。

ただ、通関士がそういうような待遇の問題や何かをめぐって、試験を通つた、しかし何もやってくれない、そういうようなことで一つの会社をやって、そして今度は同じ免許、認可をされて、他の業者に移つていくというふうな場合に、その資格はどうなんですか。先ほど何かよく答弁が聞き取れなかつたのですから何うですか、そういう場合に、この資格はどうなるのですか。通関業者は、この営業は免許、認可だ、しかし、通関士については、やめた瞬間に、通関業をやつて、通関士に移つていく者のあはれはどういう関係になるのですか。そこらのところを……。

○谷川(宏)政府委員 通関士の資格を付与された者が法律に定められた欠格条件に該当しない場合におきましては、その限りにおいて、永久にその資格が本人に付与されておるわけでありませう。ただ、その通関士として通関業務に従事する場合におきましては、たとえば、Aという会社において通関士としての業務に従事し、そこをやめてしばらくおいてBの会社において通関士としての業務に従事するといふ場合におきましては、Bの会社に雇用される場合におきまして、税関長に届け出まして、その確認を得れば、そのまま通関士として通関業務に従事することができるようになります。資格としては、適格条件を欠かない限りはずつと継続するといふことでございます。

○広瀬(秀)委員 通関士の場合に、実際の運用として、同じ職場でいまままで同じような仕事をやっていて、一人がこの通関士に合格をした、しかし、これはなま身のからだでもありますから、その人がきょう一日休むといふ場合もあるでしょうし、そういう場合、あるいはそのほかちょっと旅行するとか、あるいは長期にわたつて一週間なり十日休まなければならぬ、そういう場合だつて出るわけですね。そういう場合に、いまままで同じよ

うに仕事をやってきて、通関士には合格しなかつたという人が名前をかりて、その人の名前でもやつてきたといふような場合に、これは一体どういふことになりますか。名義貸しの禁止といふこともあるわけですが、それとの関連も含めながら答えてください。

○谷川(宏)政府委員 具体的の場合におきまして常識的な処理がなされると思ひますけれども、法律上の規定から申しますと、この法律の三十三条におきまして「通関士は、その名義を他人に通関業務のため使用させてはならない」ということになつておりますので、名義を貸して所定の記名押印させるといふことは、法律で禁止してあるところでございますけれども、いまのような、病氣であるとか、休暇をとつてゐる間におきまして、通関士としての資格において記名押印しなければいけないといふ場合におきましては、その通関業者が適宜の方法をとることも、常識的にやむを得ないものと考へております。

○広瀬(秀)委員 通関士の資格をとつた者が二つ以上の会社に籍を持つといふことはあり得ますか。小さな二つの会社に両方にまたがつて……。

○谷川(宏)政府委員 原則としては好ましいことではないわけでございます。また、事実問題として、港灣業者がお互いに経営の秘密を連絡されるという懸念を持たれるようなことはしないと思ひますけれども、例外的にそういうこともあり得ると思ひます。

○広瀬(秀)委員 次は、通関行政全般について若干お伺ひしたいと思ふのですが、日本の通関行政といふのは、いわば財政通関といふような立場よりも保護的な立場で税関業務というのが発足したといふような事情の中で、特にチェック・アンド・バランスといふものが非常に重んぜられ、検査とか、立ち会いとか、そういうものが非常に即物的に行なわれたといふような伝統を持つておるわけですが、そういう伝統は、もう日本も貿易国としても世界有数の規模になつてきたし、そういうようなところから、われわれも、税

関を不正に突破する輸入業者というものは信頼するに値しないのだという面をいまでもかなり強調もしてきた点もありまし、いたしますが、こういうものを、これからの貿易の新しい伸展の度合いに応じてどういうふうな今後やっていくか。これはやはり迅速、的確にやる——迅速にやる、あるいは簡易にやるということ、的確に関税をつかまえていくという問題は、二律背反的な面というのがし、せんあるわけです。それを担保するものとして、監視と審査と鑑査、こういうものを中心に組み立ててきたわけですが、これについてどういう方向でこれからいこうとするのか。当然、新しい体制に即応して、的確性というものをある程度犠牲にしても、簡易、迅速化の方向がとられる方向にきていると思、うのですが、その間の調整をもっとよくはかりながら、新しい時代の要求に即応していくためにはどういう制度でそれに対応していくか、この問題についての関税局としての方針をこの際伺っておきたい。

○谷川(宏)政府委員 通関業務を迅速、円滑に処理すべきことは時代の要請であるわけであり、一方、税関の使命でありますところの関税法その他の法規の適正な実施ということも、同時に重要な課題であるわけであり、適正を犠牲にしてまで迅速化をはかるということは考えていないのでございまして、従来、とかく適正にのみ重点を置いて、迅速ということが置き忘れがちになるおそれがあったような傾向もあったわけであり、また、この点について十分反省いたしまして、昨年の十月一日から申告納税制度が実施されましたに伴いまして、一そうその業界あるいは国民の期待に沿うべく迅速な通関をやるために、いろいろな機構の改正をはかり、また、いろいろな取り扱いの手続の簡素化をはかってきたわけであり、また、一方において、法律を適正に執行するという点も、またそれに劣らず重要なことでござい、ますので、その両者をあわせて、その調和をはかりながら仕事をやっていくというのが、私どもの立

場でございます。しかし、従来はとかく適正であることが十分にあらかじめ予知できるような問題につきましても、たとえば検査を一〇〇％施行しなければ気が済まないというような傾向もないわけではなかったのでも、過去の経緯等を十分にくみう点につきましても、過去の経緯等を十分にくみう点につきましても、検査率は何％くらいやれば十分適正さは確保できるかというように、これを判断のめどにいたしまして、仕事の手順等の改正も行なって、迅速かつ適正という二つの目標が完全に達成できるように、現在せっかく努力をしておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 いまおっしゃったように、関税の自主申告を認めて、業者の信頼の上に迅速化もはからなければならぬというわけであり、そういう場合に、この業者とそれから今度通関士がその中に入ってくるわけであり、通関業者とそれから輸入業者、特に輸入業者に対する指導といえますか、的確な関税捕提をするというために、一週間に一回検査とかあるいは立ち会いとかというようなことでやっていたやつが、最近ではかなり、一日ぐらいにスピードアップをしているというふうな実情もありますけれども、そういう中、関税が適当に捕提されないというふうな事態というの、やはり業者の自覚なり、ことに信頼というものが裏打ちされない、それが犠牲にされていくという事態が出るわけ、それが、そういうものに対して、大蔵省としては業界の協力を得るんだというけれども、そういう面について、具体的にどのような手を打たれておりますか。それをひとつ伺っておかないと——そして、それがどういふ実績をあげて、スピードアップをして、自主申告後におけるいろいろな追跡調査というふうなことで、不正を発見したとか、そういうものは決してふえてないとか、そういうふうなことになるのか、そういうふうなこともあわせてこの際ひとつ聞いておきたいと思うのです。

○谷川(宏)政府委員 この適正を確保するための手段といたしまして、私ども二つに分けられると思、います。一つは、通関の業務に対する税関における鑑査の問題と、もう一つは、法律違反の摘発に対する取り締まりの問題であります。両者相互に関連はいたしておりますけれども、まず第一の鑑査の問題といたしましては、通関業務を迅速にやるということになります、間違いが起こりやうなことを防止するため、通関部門の内部におきまして、書類を中心にしたしまして、別の職員がこれを事後に鑑査をする、その重点は価格の問題でございますが、価格の問題になります、書類を見ただけでは不十分でございます、た、たとえば、商社の経理の内容全体を鑑査する、調査するということをやることがあるわけでございます、その専担の職員、係を置くということを考えております。

それから、そういうようにいたしまして、通常通関業務の調査、鑑査をやっていくうちにおきまして、非常に大きな誤りがあるということがわかった場合におきましては、さらに強い調査をする必要があるわけでございます、この場合には、たとえば裁判所の令状をとりまして強制調査をする、そして、法律違反が確認された場合におきましては、これを告発をするということによりまして、一罰百戒と申しますか、そういう考え方で、不正が起らないようにやっております、と思、います。と同時に、私どもは、業界の協力を得るためには、そういう検査、調査ということのみならず、指導ということもまた大事でございます、業界の団体等に対しまして、誤りがないように、定期的な会合を持まして、十分気をつけてもらおうという注意を与えるということについて、今後とも努力してまいりたい、こう思、います。

○広瀬(秀)委員 御注意がありましたから、簡単にしめてやめます。もう一つ聞いておきますが、保税工場が非常にふえております、今後かなりふえるのじやないかと思、うのです。現在保税工場にどのくらいの職員を常駐しておりますか、その立ち会いとい、いますか、そういうものが現在どうなっているか、それから、保税工場において今日までかなり不正があったか、不正と思われるような脱税とい、うようなものが見られたかどうか、それから、今後保税工場はかなりふえるだろうと思、うのです、が、そういうようなところも、かなりいままで自分、自分の工場に職員を常駐しておたというふうな例も多いようであり、それらの問題、今後の見通し、それから、現在どのくらい保税工場に対して検査などをしておるか、そこでの事故はどうか、こういうことにつきましてお伺いしたい。

○谷川(宏)政府委員 昨年から保税工場に対する検査のやり方を変えたわけでございますが、従来は、一千余りの保税工場に対して、平均一人ないし二人の常駐職員を置いておたわけでございます、これはいかにも非効率でござい、ますので、これを機動的に検査を実施するとい、うたて、えのもとに、地域別に保税工場の組をつくりまして、そこに一定の職員を置きまして、班を編成いたしまして、機動的に保税工場を回り、検査をするというやり方に切り変えたわけでございます。その結果、非常に能率的に検査が実施されるようになっております。現在のところ、保税工場における法律違反というものはほとんどないというふうな状況でござい、ます。今後とも、保税工場の物の流れと同時に、その帳簿の検査等を通じて、十分に検査、監督を充実させまして、保税工場関係の違反事実が今後とも起こらないように格段の努力をしたいと思、っております。

○広瀬(秀)委員 最後に、昨日ですが、外貿埠頭公同法が衆議院を通過いたしました、これは外航船舶のコンテナ輸送というものの対応として、この埠頭の整備などをはかるというわけであり、すが、これがやがてだんだんに——コンテナで持ってきて、船舶を埠頭につけてその上屋におろしてしまふということでは、このコンテナ輸送の

妙味というものも半減するわけでありまして、この国内の輸送体系と外航船舶による一貫したコンテナ輸送というふうなもの、やがてだんだんそういう方向に進むんじゃないかと思うのですね。そういう問題について、運輸省としてこれからどういう方向へそれが進展していくだろうか、そういう場合、そういう貨物の流れになったような場合における関税局としての通関業務がどういうふうに変化するだろうか、こういうようなことについての見通しをひとつこの際聞かしていただきたいと思っています。

これで終わりたいと思います。

○佐藤(参)政府委員 コンテナの問題は、非常に新しい、また急激な問題でございます。コンテナの一番長所を發揮するには一貫輸送、つまりドア・ツー・ドアでございますが、現在は急速にそのドア・ツー・ドアが行なわれるとは思われません。しかし、港灣における荷役を簡素化するという意味、一般にこれはユニット化といわれておりますが、そういう意味で、今後コンテナというものは進んでいくと思います。したがって、コンテナの効率をいかに發揮するかということ、どこでどのように通関を合理的にやるかということ、これは密接な関係があるわけでございます。通関のあり方につきましては、コンテナの本質的な問題として大蔵省とも十分いまも連絡をとりつつありますし、今後これの伸展に応じて十分連絡をとってやっていきたいと思っております。

○谷川(金)政府委員 コンテナ船が入ってきた場合における通関業務の迅速、適正化の問題につきましては、私も内部でいろいろ研究もしておりますが、また国際的な関連がある問題でございますので、たとえば、日本にコンテナ船が入ってきた場合におきまして、コンテナをあけて検査をする場合に、それを迅速にやるためには、そのものを出す国におけるやり方との関連もありますので、そういう意味におきまして、国際的な取り扱いの統一の問題があるわけでございます。この問題につきましては、ブラッセルにあります関税協

力機構で各国の専門家が集まりまして、どういうようにしたら国際的に共通のやり方ができるかというのを目下研究している最中であるわけでありまして。私も、間もなく入ってくるわけでございますので、それを待たないで、できる限り迅速に処理できるように、施設の面あるいは人員の配備の面等についても十分に意を用いまして、遺憾なきを期してまいりたいと思っております。

○内田委員 次は、平林剛君。

○平林委員 資産再評価法の改正案に関連をいたしまして、けさがたの理事会で御了承を得て、私はきょうは般鉄工の倒産の問題につきまして、主として銀行局長にお尋ねをしてみたいと思うのでございます。

しかし、その前に、先般私が銀行局長にお尋ねをいたしました三和開発の倒産の問題に関連をしまして、最近の信用金庫業界のあり方について追及をいたしました。また、中小企業金融機関の再編成にかみまして、私は、制度をいじるよりは、当面する各金融機関の実態というものを対してむしろ監査的な態度を強めるべきである、これを怠ることは許されない、また、その監査が十分でないのは、一つには、大蔵官僚の金融機関に対する天下りがあるし、また同時に、これらの金融機関の責任者の中には、同族的な経営を行なつて、実際の行為が表に出ない、埋もれた悪もあるということにかんがみ、ひとつ、大蔵省もしっかりしてもらいたいということをお願いしました。そのとき私が特別例を出して申し上げたのは、中小企業金融機関の再編成からんで、このときはもういよいようちの金庫はぐあいが悪いから、混乱といひますか、一つの合併とか統合とかいうようなことになる前に、自分の身の保全だけははかっておきたいということから、退職金は五千万円、慰労金は二千万円という巨額を総代会できめて、そうした場合に備えようとするようなものがあらわれている、この事実はあるかどうかということを調べてもらいたい、それだけではない、いろいろな問題もあるから、ひとつ調べてもらいたいということ

を要望いたしました。適当な機会にその調査結果を報告することになっておるわけでございます。いまだにそのお答えがございませんので、この機会に、銀行局長からひとつ調査の結果はどうであったか、どの程度までお調べが進んだかということをお聞かせしてもらいたいと思っております。

○澄田政府委員 先回の当委員会におきまして平林先生から御指摘のあった点につきましては、実は、かねてそのようなうわさが業界の一部等に流れておりました。当時関東財務局でもって調査をさせました。その結果といたしましては、そのような事実はないというふうな報告を受けておりました。これは先生の御質問の前でございました。

ところが、過日御質問がありましたので、重ねて財務局で問題の金庫の理事会の議事録の提出をさせて、昨年来の理事会の議事録全部につきまして事実の有無を詳細に調査いたしましたところが、理事会の議決といたしましてそのような事実は確認できませんでした。と申しますことは、理事会でもってそういう議決をしておるという一お示しのような退職金五千万円、功労金二千万円、合せて七千万円の退職に伴う支出をあらかじめ理事会で議決をしておくとおっしゃることは事実でございます。しかし、そのようなうわさが世間に流れ、業界の一部に流れておったことは事実でございます。これは、この金庫の理事長がそのようなことをみずから言っておったのではないかとということでございます。確かに、理事長の言動には慎重を欠くものがございました。公共的な立場にある金融機関の経営者として、はなはだ財務局から理事長に対して厳重に注意を行なわせたということにいたしました。これはすでに注意をいたしておりました。なお、今後も特にこの問題に関連して監督を厳にしてみたい。こう思っております。

○平林委員 私は、さきの委員会におきましては、特に名前を伏せてその具体的な問題を指摘したわけでございます。信用金庫は数ある。それ

が直ちにどこであるかということが大蔵省当局でもわかる。これは私は、今日までの情勢につきまして、ある程度の事情を大蔵省も知っておったことであると思つております。私が先回の委員会では名前をあげなかつたゆえに、他の金庫の方々にはいへん迷惑をかけた、はっきり指摘をしなればならないということを感じたのでございませう。私がたまたま指摘した問題は興産信用金庫、理事長は志津という人です。ところが、あなたがたが調べたことというのは、私がたまたま具体的に名前を指摘しました、その金庫を御調査なさつたのかどうか、その点をはっきりさせてもらいたい。

○澄田政府委員 ただいまおっしゃつたその金庫でございます。理事長もおっしゃるとおりでございます。

○平林委員 実は、私が先回名前をあげず指摘をいたしましたのは、一つの情があつたからです。また、むやみに名前をあげることをちゅうちょしたからです。しかし、その後この理事長の言動を聞いておきますと、非常にけしからぬのです。ただいま会議録その他では確認できなかったということで、金庫の理事長みずからがそうした言動をとつたということだけははっきりしましたが、場所、当時信用協会の理事会での発言です。しかも、正式な発言です。自分だけではなく、他にもそういうふうにしたかどうかということまで推察しておるということでございます。自分だけでなく他の金庫の理事長に対してもそうすべきだといふようなことを言つておる。先回は名前をあげませんでしたけれども、私はその後の事情を聞きまして、実は少しも反省の色もないということから、再び具体的に名前を指摘して善処を求めたいと思つておるわけなんです。七月七日に熱海の伊豆山のさがみやホテルでもって、やはり東京都の信用金庫の理事長の懇談会があつた。そこで彼は何と言つておるか。おれは金庫ではない、ほかの金庫だ。そのほかの金庫の名前を具体的にあげておるのです。私でさえもこの委員会では具体的な名

前を指摘しなかったのかかわらず、東信協の理事会の中で他の信用金庫の名前を具体的にあげて、非常に迷惑をかけている。私はこの行為そのものは許せない。そればかりではありません。おれは社会党にどなり込んでいたのだ。社会党にどなり込んでいたというが、だれのところにもどなり込んでいたか知りません。また、社会党に何でどなり込みにくるのか。社会党にはそういうどなり込まれる何もありません。それにもかかわらず、ある程度影響力のある公開の席で、酒を飲んでいたかもしれないけれども、そういう無礼千万なことを言うておる。私は、いまこういう段階になりますと、おれのところだけではいと言つて、具体的な名前をあげて他に迷惑をかけたり、社会党にどなり込んでいったというようなことで、社会党に対して侮辱を加えるようなところがありますので、まだもう少し追及をしなければならぬ。また、追及して反省を求めなければならぬ。反省どころか、適切な処置を求めなければならぬ。反省というところを感ずるわけでございます。

ただいまのお話によりますと、会議録について確認ができないということでございますけれども、その事実が実際あるかどうか、それから、お調べになった結果、その興産信用金庫にはこうした役員員の退職引き当て金というものはどういふふうになっていたか、これをひとつ明らかにしてもらいたい。そうすればだんだん事態が明らかになってくると思ひます。

○**澤田政府委員** 先ほど私が御報告申し上げましたとおり、先回の平林委員の御質問の以前にすでに私どものほうもそういう事実を聞いておったというところを申しましたが、これはやはりいまお話のように、ある程度公の席でそういう話を理事長がしておったというようなことで、それが投書等もございまして、私どももそういう事実を知つて、そしてその当時調査をいたしました。さらに重ねて調査を今回いたしました。理事会の議事録には載っておりませんので、議決としてはその

ういう議決はまだないということは、確認を一度したわけでございます。

なお、興産信用金庫の役員を通じての退職金の規定をいたしましたは、年数に応じて最高報酬の十倍まで、それから功勞金といたしましては、その金額に対する五割までを加算できる、というふうな退職金の規定になっております。いまお示しのような、この前の御質問のあとのそういうふうな言動等につきましても、なおよく実情を調査いたしまして、理事長に対する注意喚起につきましても、重ねて、状況に応じてこれをいたしましたして、強く反省を求めるつもりであります。

○**平林委員** 退職金が報酬年額の十倍、最高はどうかというお話がございましてしたけれども、功勞金はその金額の五割、これは一体幾らになるのか。この間神奈川県知事さんの退職金五千万円の問題でも県内あげて大騒ぎする、それをこえる金額が実際御本人の口から出ておる。その金額は大体どのくらいになるのですか。そこまでお調べになっておるかどうか。

○**澤田政府委員** 問題の退職金の規定につきましては、いま申し上げたとおりでございますが、これを具体的に理事長の場合に適用して申し上げますと、理事長の報酬年額は昨年八月以降六百万円、こういうことになっておりますので、これを最高限度まで適用いたしますと、一億六千万円、こういうことになるわけでございます。それから、加算は、先ほど申し上げましたように五割でございますので、これも限度一億一千万円まで三千万円ということになりまして、九千万円までが出し得るということに規定上、理事長の現在の報酬からの計算ではなるわけでありまして、報酬からの計算ではなるわけでありまして、

○**平林委員** この信用金庫は役員員の退職引き当て金ほどのくらい用意してありましたか。

○**澤田政府委員** 退職引き当て金については、ちょっとまだその資料がございませんので、これも調査いたしまして御報告申し上げます。

○**平林委員** 役員員の退職引き当て金はゼロです。職員の場合すらも五百万円くらいしかない。この規定によれば九千万円、大体支払い準備金とか法定準備金でもどのくらい積んであるかということをお調べになったことございますか。調べがなければ、私から言ってもいいですよ。

○**澤田政府委員** これはバランスシートをいま手元に持ってきておりません。これはすぐ私どものほうでわかりますが、いま手元にございません。

○**平林委員** 私は、この金庫の状態から見ますと、法定の支払い準備金、あるいは法定準備金です、一億四、五千万円はなければならぬ、ところが、実際は二千九百万円くらいしかない。そういうところで、いまお話ししたような、たとえ長年理事長をつとめておるものであるといたしまして、規定にあるような九千万円——いざ限度額はあつてもしょうけれども、そういうような事態はいかにならぬでしょう。私はその見解を聞きたいのです。この金庫は大蔵省の決算承認金庫じゃないですか。そこにおいてこうした規定があり、みずからもそう言うが、いままでのそういう専横的なやり方から見れば、こういう批判をしなければならぬ。いま堂々とまかり通る、決算承認金庫のような形でなければこれは別でなければ。大蔵省はこれについてどういふ御見解をお持ちなのか、聞いておきたいのです。

○**澤田政府委員** この金庫は、現在まで決算承認の状態でございますが、最近検査の結果、承認を本年度からはずして、こういう状況でございます。しかし、内容が、いままで決算承認の金庫であつたということは、おっしゃるとおりでございます。内容については、そういうような問題点を持つておたわけでございます。

それからいまの退職金の規定でございますが、規定として相当高いところまで支給できるような、ことにそれが理事長その他役員が高給である場合に非常に高い金額になるというような点は、確かに御指摘のように、当該信用金庫の内容から

いたしまして非常に問題があるのではないかと、こういうふうな考えております。

○**平林委員** 決算承認金庫であり、支払い準備金、法定準備金も十分ではない、その中におきまして、規定だけは九千万円も退職金を受けることができる、しかも、いまのお話ですと、決算承認金庫はことしまでと言われましても、この措置が妥当なりやいなや。私はまだいろいろ問題点を材料として持つております。

それから、日本銀行の取引店につきましても、規模量の低いのかかわらずこれは認めなかつた理由、それはそれなりの理由がやはりあつたと思うのですが、どういふ理由でその措置をなされておるか、私はそれも聞きたい。

○**澤田政府委員** ただいまお尋ねの日本銀行の取引の關係でございますが、これは日本銀行のほうで、方針に従ひまして取引を行なつてきておるのでございます。預金量等も一応の標準になつておるようでございますが、その内容は私どものほうでは関知いたしておりませんので、どういふ理由でなつていないかということにつきましては、私どもとしては承知いたしておりません。

○**平林委員** 銀行局長さん、そこまでは行き届かないというの、私は認めます。しかし、関東財務局は知っているはずで、それなりの理由があるからです。同時に、私が先般指摘しました三和開発の倒産のときも、相互銀行あるいはその他信用金庫でも十五融資をしておりまして、ゴルフ経営に対して金を出していくことはどうであるかという批判もさることながら、依然としてこの理事長は神奈川県カントリークラブの責任者をやっておる。そして、私はバンフレットも入手しておるのですけれども、バンフレットには堂々と書いてある。そして三和開発がすでに倒産しかけたときにおいても、他の同僚の信用金庫の責任者を語らつて、それに対してお金をつぎ込むものとしていた。神奈川県カントリークラブの経営につきましても、去年ですか、十二月あたりには開設をするという予定のやつがいまでも延びている。しかも、

その融資の問題につきましても、私は今後かなり問題が出てくるのではないかと見ておるわけでございませう。そういう信用金庫をこしらえて決算承認金庫からはずすというの、一体どういふわけか。私は、局長としてももう少し調査する必要があると考えているわけですね。特にあなたのほうはいろいろの通帳をお出しになつてゐるでせう。従来の大蔵省検査部、これはもう少しこうした経営内容の悪い金庫——金庫に限らず、相互銀行も同じですが、そういう金融機関に対して検査の趣旨を徹底させていく、そうして悪質なものに対しては、従来の指導方針であつた役員減俸処分、一部関係者の退任はもとより、今後経営者の退任を求めると、強い措置を講ずる方針である、こういう方針書も出してゐるけれども、私はこの間言つたように、幾ら方針書をつくつても、行政指導をやつたつて、どこの谷を吹いてゐるのか松風はで、音ばかりでもって実行もされなければ、そうしたことについてむしろ軽視されてゐる。この原因がどこにあるかというのを反省してもらわなければならぬ。そうでなかつたら、大蔵省検査部の検査、こんなものは何の役に立たない、そうして、悪い指導者が横行するということになるわけでございますから、私はその欠陥を指摘して、是正すべきことは正せよということを申し上げたわけでございます。私はそういう点をもう一度調査する必要があると思ひますので、銀行局長のお考えをひとつお聞かせ願ひたい。

○大蔵政府委員 決算承認をはずしましたのは、これは昨年の末でございますが、検査をいたしまして、その結果の判定等によりまして、これは財務局のほうでこのようにいたしたわけでございますが、なお、いろいろの不備なところがあることは、いまお示しのようなところからもういふふに考えるのでございますが、それまでの検査に比べて改善されてゐる点もある、全体としての総合的な判断といたしましては、前よりよくなつてゐる、こういうようなことで決算承認という処置からははずした、こういうことである

うかと思ひます。なお、その辺の状況については、私どものほうでもう一度当時の状況等を調査いたします。決算承認というような基準からははずしても、いろいろな点で、なお内容の充実等については大いに努力を要する、改善すべき点が多々あるということはお指摘のとおりでございます。それからこの金庫は、そういう意味において特によく監督をいたしてまいりたい、こういうふうなことを考へております。

○平林委員 同時に、調査を進めるにあつたつて、こうした点もよく検査すべきであると思ひます。それは一つは、いま私が指摘いたしましたように、大蔵省からも不健全経営のレッテルをはられてゐるにもかかわらず、ゴルフ場の理事長を兼任して、使途不明金を出してゐる。昨年の秋にスタートする予定が、延び延びになつてゐるにもかかわらず、それを隠して資金集めをやつてゐる。それからこの金庫は、本店の土地が志津理事長の名義の土地であつて、その名義を譲渡担保の形で興産信用金庫の所有に変更された。私に言わせると、高利貸しのやうな方法でございます。決算承認金庫という形で大蔵省の許可がとれないので、役員手当などは貸し付け金の形でやつておる。そのまま焦げつきになつたので、償却を申請したがでかなくて、これを償却させた事実がある。これまでは大蔵省の検査で、ある検査官によつて、三文判が二百も机の中に発見されておる。二百も三文判が発見されておる。お調べになればわかります、だが、どの検査官が調べたか。そして、その三文判は架空の会社に対する貸し出しに利用して、焦げつきをさせたとして償却申請してゐた事実が指摘されてゐます。熱海に所有する分譲地の買収の資金の出所も、土地ブローカーをやるとききの資金としてこの信用金庫から出されてゐる疑いがある。興産信用金庫の本店の中に東京経済クラブというトンネル会社が同居しておる、この事実があるかどうか。先ほど申し上げました退職金、慰労金九千万円、まあ、本人が言つてゐるのは七千万円でございますけれども、

これについてもなお調査をする必要がある。まだこのほかにもあるのですが、とりあえずこうした問題につきまして、私は慎重なる監督を行なう、その後に、いまお答えになつたように、こゝとではまずとか、はずさないとかをお考えになつたらいい。

政務次官、信用金庫法の中には、監督機関として大蔵大臣がこうした金庫を監督するようになつてゐます。また、銀行法によれば、それぞれ第二十一条、第二十三条、第二十五条、それぞれ検査権、経営保全命令あるいは法令違反、公益侵害等に対する処分が掲げられておる。金庫法に準用するようになつておる。いま私があげたような例がもし事実であるならば、まさしく、これに該当して処理しなければならぬのじゃないですか。私は、この事実はきょうはまだ調査を要請したのでございませうから、事実とすれば、こうした規定を適用するといふくらいは考へなければ、いまの信用界にあぐらをかいて横暴の限りを尽くしてゐる。そういうものは退治することはできません。そうでなければ、いままたでいわれてゐるやうに、大蔵省がそうした監督機関に天下りするから強いことが言えないのだとか、本人が言つてゐるやうに、社会党にどなり込んだなどと言つて、政治力を利用したかのごときことを言つてみたり、また、幾ら酒の上であつたといへども、数々の放言をするやうなことは、やはりこうした監督が形式的に流れてゐる証拠だと私は思ふのです。大蔵省がそういう批判を受けたいために、私は、やはり措置すべきものは断固としてやるという考へがなければならぬと思ふのです。まして私は、こうした現状をほうっておいて、ただ制度だけを変へたつて意味がないし、いまのそれだけの融資態度をながめてみますと、幾ら制度を変へたところで、中小企業金融の本来の姿を守ることはできない。まずその前にこうしたことについて、やはり勇猛心をふるつて、そして整理していくという考へを持たなければならぬと私は思ふのです。私はこれだけじゃありません。ほかの金

庫の例についても最近憂うべき現象がございませうから、銀行局にも平林メモを差し上げます。そうして、こうしたことが一日も早くなくなつて、信頼される金庫界になつていくといふうにさせなければならぬのです。政務次官のひとつ御見解を承りたい。

○小沢政府委員 平林先生がおっしゃることは、まことに私も同感でございます。法に照らしまして、十分よく調査を進め、また、法律上必要な措置が必要でありました場合には、もちろん厳正な態度で臨むつもりでございます。ただ、私、おっしゃいましたやうな事実関係につきまして、私自身がまだ調査なりあるいはその結果を聞いておりませんので、事実関係の問題につきましては何とも申し上げられませうけれども、おっしゃいますやうに、中小企業のための、また、国民の大事な金を預かる金融機関といふますと非常に公的な性格の強いものでございませうから、私どもとして、あくまでもおっしゃるやうに厳正な態度で臨んでいきたいと思ひます。

○平林委員 調査の結果を待ちまして、その措置が政務次官おっしゃられるがごとく実行せられるかどうか、私も監視をしてまいりたいと思ひます。

それでは、次に般若鉄工の倒産の問題につきまして質疑を行ないたいと思ひます。般若鉄工というのは、富山県の高岡という市にある旋盤のメーカーでございます。わが国の旋盤のシェアの中では六割を占めて、当時は従業員三千名と呼ばれた、異常な進出を遂げた旋盤メーカーでございます。経営のまずさから昭和三十六年に不渡りを出しまして、会社更生法の適用を受けることになつたわけでございます。会社更生法の適用を受けて再建の努力が続けられたのでございませうけれども、再び三十九年に第二次の倒産をやりました。今日破産の状態にありまして、破産の管財人の手によりまして今後の問題が検討されておるといふ会社でございます。この般若鉄工の倒産の問題につきましては、参議院においてはす

で二回、商工委員会、大蔵委員会において取り上げられました。また、衆議院におきましても、法務委員会におきまして、かつて同僚の藤田議員がこの問題につきまして政府の措置をただしたことがございます。今日に至るもその措置は進められず、これらの問題についての再建も見通しが立たないという状態にありまして、先般、私どもこの問題につきまして何らかの処理を進める必要がある、議会でも再三回にわたって議論されたものをそのまま放置するわけにはまいらぬ、そこできょう私がこれを取り上げるようになったわけがあります。

さてそこで、問題はどこにあるかと言いますと、まず第一に問題なのは、この二度にわたる会社の更生計画にかかわらず破産になりました。その間、三千名をこえる勤労者の賃金、退職金、社内預金、それがすべて不払いのままに置かれておるわけでありまして。当時の金額で申しますと、当然勤労者が受けるべき賃金、その金額は一億円、それから退職金だけで二億五千万円、そのほか、会社に対する預け金、つまり社内預金のものなぞを含めると、勤労者が失っておる金額は相当なものになります。また、現在まで再建のために努力しておった従業員にとりましては、家族を含めて数千名の人の生活の問題につながっておるのでございまして、依然として未払いのまま置かれておる、これについてどう対処するかという問題が、一つの今後解決すべき点でございいます。

第二の問題点は、これに対して最近金沢国税局は、どうも再建がうまくいきそうもない、それならば、この会社をひとつ公売に付するという事になりまして、その調査を進めておるそうです。私は、この間、税の執行に関する小委員会でも国税庁長官に對しましては、この措置は議会でも問題になって、どう処理するかということが検討されているやさきであるから、国税庁の任務はわかるけれども、ひとつ、今後の処理と相まって検討するように要請をいたしておきました。きょうは国

税庁長官はこの席には呼びませんでした、こうした問題点が一つあります。

第三の問題点は、これは、こうした勤労者の賃金が不払いである、しかも、労働基準法違反として告発、告訴されておるくらいに働いている者が犠牲になって、幾ら労働基準法違反として告訴、告発いたしましても、証拠不十分として不起訴になっておる。犠牲になっておるのがこうした勤労者であるにかかわらず、これに融資をしておった銀行、北陸銀行、これはのうのと担保物件を自分のふところに入れておる、自分では少しも損をしないという形をとっておるわけでございます。

もちろん預金者保護というたてまえから、銀行の経営に欠陥がないようにそれを保全するという任務は、私は否定をするわけではございません。しかし、諸般の法規、法律から照らしてみまして、単に銀行だけがその融資を確保するだけで済まされるかどうかという問題点が私はあると思うのであります。

しかも、その批判とともに、こうした措置がなぜ行なわれたかということ調べてみますと、会社更生法が適用されるや、北陸銀行の重役が経理担当としてその会社に入った。もう倒産やむなし、破産やむなし、こういうことであるので、その経理担当として入った地位を利用して、まず北陸銀行の担保だけは確保するというやり方は、私は、道義的にもいかなるものであるか、こういうことを考えるのであります。都合、三つの問題点があるわけでありまして。

そのほかにも、私はきょうは労働省がかんべんしてくれと言ふからこれを認めたのでありますけれども、労働省が、数千名にわたる家族、三千名の従業員のこうした問題点について、その後一休いかなる措置をとったか。政府というものは、労働省というものは、こういう問題に對して、何らかの積極的な手、あるいは解決すべき行政指導などについても、私は、これだけの人数になってきますと、これは法律でもって、労働委員会でもやればいいんだというような措置ではないのではない

か。しかも、議会で取り上げられてきておる問題ですから、政府においても何らかの措置をとらるべきものであると思うのでございます。まあ、総括すれば四つほど問題があるのでございます。

しかし、きょうは銀行局長に主としてお尋ねをしたいと思うのでございましてけれども、この状況に對しまして、銀行局のほうでは何らかの措置、相談、そうしたものを受けたことがあるのかどうか、それから、私がいま指摘したような問題につきまして、どういう見解をお持ちか、そのことにつきましてお尋ねをいたしたいと思うので

す。

○澄田政府委員 ただいまの御質問のうちの北陸銀行との関係の点でございしますが、北陸銀行と般若鉄工とは、前には手形割引というような関係の取引だけでありましたが、般若鉄工が、いまお話のように更生会社となりました。

〔委員長退席 吉田（重）委員長代理着席〕

三十七年の初めに更生会社となりましたから、地元の有力な企業であつたわけでございます。地元の銀行としてこれに協力すべきであるということを県及び市から強い要請を受けまして、それ以来、手形割引だけでありましたが、更生計画に従つて会社更生の手続を進める上に必要な融資というものをいたす、こういうことになりました。協力関係に乗り出しました。そのために、非常勤の役員というようになりましたが、役員を入れた。あとから常勤になりましたが、役員を入れた。こういうことであります。したがって、更生会社になってから、会社更生のために融資をしていった、こういう関係でございまして。そうして、これに對しまして、現在同社の工場を担保にとつてゐることは事実でございしますが、これはいわば更生計画を行なうため、適正な手続に従つて担保権も設定した、更生管財人の承認を受けて担保権を設定した、こういう形でございまして。

したがって、法律的には、更生計画を執行するための公益的な債権である、こういうような債権でございまして、適正な手続で担保権も設定され

ている、こういうことでありまして、そのこと自体は、銀行の行為として特に批判するべきことというものでもない、かように考えるわけでございます。

ただ、お話のような賃金の不払い、あるいは退職金等も不払い、こういうこともあるのでございまして。そうして時間も経過をしております、こういうことでもございまして。

お話の、昨年の衆議院法務委員会での藤田委員の御質問等と、北陸銀行が有力債権者として、すみやかな処理と、そして、その場合に社会的に現在の従業員のそういう状態というものを考慮して、適正な処置をとるといううなことをわれわれの立場においても徳意をして、銀行側にもそういう意味で話し合ひもしてきておったところでございます。いろいろその後はおぼろしくまいってない、こういうような状態であるようにございしますが、なお、銀行側もそういうような態度で臨んでおるものと承知をいたしております。

○平林委員 会社更生のための融資をされて、破産になつてきた。その前に、法に基づいて適正な手続をとられたということは、たてまえとしては、私はそのとおりだと思ひますが、更生管財人の承認を得たといふまでも、更生管財人そのものが労働基準法違反に問われているわけですね。しかも、地元の新聞では、ほかの不正の問題からも事件を巻き起こして検察当局の追及を受けるといふ状態でございます。いわんや、情勢が悪くなつたと判断をされたときに、北陸銀行の債権に見合うものだけを根拠として押えた、いわゆるかけ込み抵当権の設定のやり方は、私は、広い意味の社会道義的な問題として、やはり非難を免れるわけにまいらぬと思ひのであります。

いまの銀行局長のお話によりまして、昨年、北陸銀行に對しましては、たてまえはたてまえとして、何らかの適正な措置をとるようになすめたといいお話でございまして、その様子をもう少し見てもよいのでございまして、実際は、北

陸銀行は般若鉄工の倒産によって実損は受けていないと思うのでございます。もう時間がございせんが、その辺はどういうふうな実情であるのか。

それから、この根担保を担保として押えた以外に、四億円の手形を押えておると聞いておるわけでありませう。この四億円の手形はその後落とされたかもしれないというふうな実情でございまして、もし落とされたいというところが事実であるとするならば、一方においては、数千名の家族が労働の報酬を求めて、いまだに支払われていない。これは、解決のときにあまりに片寄った処理のしかたになってはいないか、この点もひとつ御調査をいただきたい。

それから、私は繰り返して申し上げますが、経営者として乗り込んでいった責任ということも、ある程度考慮してもらいたい。会社更生法に基づいて経理担当として乗り込んでいった責任ということを考えますと、北陸銀行が社会的にとるべき措置というものが、またおのずから出てくると思うのでございまして、そういう意味では、ただいま申し上げた点を御勘案の上、引き続き銀行局において話し合いを進められるように私は希望するのですけれども、いかがでしょうか。

○澁田政府委員 ただいまお話のような点は、なお私どものほうとしてさらに調査をいたします。そして、現在銀行がとりつつある措置並びに今後の考え方等についても、お話のございました社会通念に従って、しかるべく処置をするように、なおよくその点については銀行に話してみたいと思っております。

○平林委員 般若鉄工の再建の問題は、私は今日依然として県民の要望であると承知いたしております。これは知事も商工会も土地の有力者の人たちも——とにかく、ここは新産都市に指定されておるわけでございますから、新産都市に指定されておる地域の問題であるということをやはり政府自体においてもお考えをいただきたいのです。そして、再建は県民の希望である。高岡市の

市長も富山県の知事も、地場産業の育成、擁護のためにかなり努力をされておると思うのであります。同時に、私に言わせると、貴重な各生産施設を活用するということも考えていいのではないかと。そうでないといま国税庁がおやりになっておるような公売に付してしましますと、こうした願望を砕いてしまうようなことにもなるわけですから。

政務次官、この点は、私は直接国税庁長官に注文を発しておきましたけれども、ただいまの事情から考えまして、こうした再建の願望を公売という形によって砕いてしまうことのないような配慮もせねばならぬと思うのであります。同時に、これを逆に見ますと、このままの状態ではうってしましますと、機械なんかは、それをほしがるプロカーの利権の巣になってしましますし、それから、土地などにつきましても、土地プロカーの奪い合いということになりましよう。それよりも、私がきょうここで取り上げましたのは、憲法とか労働法規で保障された労働者の権利が全く無視されている。労働基準法に掲げられている二十三条、二十四条の規定は、今日の措置は何らの役に立っていない。もう時間がありませんからこまかく読み上げませんけれども、法律の趣旨は全く無視されて、抹殺されておる。これは社会的、人道的な問題であるとともに、法律の値打ちそのものがいま失われておることにおきまして国税当局でもなし得るべきものがあるのではないかと。労働省もどうすべきかということを考えるべきだ。同時にまた、大蔵省としては、北陸銀行としても、そういう道義的立場から何らかとるべき措置はないかということもきょうは指摘しておきたいと思うのでございます。

銀行局長からも適切なお答えがございましたが、最後に、政務次官からそのお考えを承りました。私は、きょう一応この質問を終っておきたいと思ひます。

○小沢政府委員 ある会社がつぶれまして、その影響が各方面にわたることはやむを得ないことで

ございますが、その際に、銀行あるいは税の当局だけが実損を全然見ないで、その被害のしわだけが一方に片寄ったりいたしますことは、確かに、それぞれの立場から見ますと、法律上、形式上は妥当かもしれないけれども、おっしゃる通りに、全般的に、常識上見て、いろいろ問題があることは事実だろつと思ひます。したがって、私、ただいま、特に地元においてはこの優秀な技術を持った会社を再建したいという御希望が強いように承りましたので、国税当局が考えております措置については、十分現地の事情等も聞きまして、慎重にひとつ検討していきたいと思ひます。なお、銀行につきましては、先ほど銀行局長も言いましたように、おそらく私は、北陸銀行のこうした措置については、法律上これをとやかくいうようなものはないのじゃないかと思ひますけれども、先生おっしゃるようなに、経営者として考えました場合には、やはり会社更生というものの責任の一端を負っているということもございませう。そういうような意味において、なお手形等のお話もございましたので、総合的に銀行当局の意見も聞きまして、私どももできるだけ他の面でお研究の余地がないか、ひとつ研究をしてみたいと思ひます。

○吉田(重)委員長代理 次回は、来たる十八日、火曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十八分散会